



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エノー伯ジャン2世とドイツ国王裁判権
Author(s)	田口, 正樹; TAGUCHI, Masaki
Citation	北大法学論集, 52(5), 1-48
Issue Date	2002-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15105
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(5)_p1-48.pdf



エノー伯ジャン二世とドイツ国王裁判権

田 口 正 樹

はじめに

中世後期ドイツの国制史については、従来、王権の衰退と各地の領邦の台頭が強調されることが多く、中世後期における国王支配の実態と意義について、立ち入った検討が行われることは少なかった。中世王権の活動として最も重要な

部類に属する国王裁判権についても、従来は、その制度的發達の不十分さ、管轄範圍の縮小、判決の実効性の乏しさといった点が主に指摘されてきたのである。

しかし、一九七〇年代以降今日まで、中世後期以後の国王支配と帝国国制の再評価の動向とも対応して、裁判権の分野でも、史料集の刊行や個別研究の發表があいついでいる。⁽¹⁾本稿は、これらの成果を利用しつつ、エノー(ヘンネガウ)伯ジャン二世が関係した紛争を対象として取り上げて、当時のドイツ国王裁判権が有していた意義とその限界を、考察するものである。

考察にあたつては、まず、当事者の行動と手続の流れをできるだけ詳しくたどりたいと思う。豊富な訴訟関係文書を残した当該紛争は、当時の国王裁判所の手続、もつと言えば国王裁判権には紛争当事者に対するどのような手段があり得たかを、かなり極限的なところまで示しているからであり、その意味で興味深いからである。

その上で、更に考察の観点として、いわば地域構造の視点とでも称するべきものを、あらかじめ提示しておきたい。

当時の国王裁判権と訴訟当事者の関係は、当事者間の紛争が無前提に国王の前へ持ち出されるというものではない。実際の具体的紛争は、当事者が居住し勢力を有している地域において発生し、そうした紛争については当該地域や隣接地域の諸勢力によつて調停や仲裁が行われうる。国王裁判権は、そうした地域における紛争解決と併存しているのであり、それゆえ国王裁判権の機能や意義の評価には、紛争当事者のいる地域との関係のありかたを考慮することが不可欠であると考えられる。地域の政治的権力構造がどのようなものであるのか、そして地域と国王支配の関係がどのように性格づけられるものであるのか、こういった問題がどうであるかによつて、国王裁判権の作用と意味は大きく異なってくると思われるのである。このような意味で地域という要素を考慮に入れることは、より一般的な言い方をすれば、中世後期ドイツを単に大小の領邦や自立的都市の集積と見なす(そしてそれぞれの領邦や都市に分析を集中する)のではなく、

性格を異にする諸地域によって王国が構成されている（そしてそのようなものとしての王国というレベルも無視することはできない）という見方を採ることもある。こうした見方から中世後期ドイツの地域構造を考察したものとしては、ペーター・モラーフの学説がある。モラーフは、第一に、王権の視点から、そして特に国王宮廷との人的関係の疎密を重視して、当時のドイツ王国を、国王領邦、他の国王家門の領邦、選挙侯の領邦、「国王に近い」地方、「国王に開かれた」地方、「国王から遠い」地方という六種の性格を異にする地方に区分する⁽²⁾。他方で彼は、それとは別の観点からする第二の区分として、特定の領邦や家門のヘゲモニー、複数のその間での覇権争い、多くの対等な勢力間での均衡など地方における政治的構造に着目して、いわば政治システムとしての一四の地域を提示する⁽³⁾。このような見方、特に後者の一四の政治的地域区分はモラーフ自身も認めるようになお検証を要する試論にとどまる⁽⁴⁾とは言え、地域構造という観点自体は、本稿が対象とする国王裁判権の問題についても、有効であり必要であると考えられる⁽⁵⁾。

本稿で対象とする紛争が繰り返された地域は低地地方である。最初に、この地域の構造上の特徴を概括的に述べれば、中世末期になってブルゴーニュ公家の手中に支配権が集積されるより前の時期については、ほぼ対等な中規模の聖俗領邦の分立と表現することが出来る⁽⁶⁾。例えば、中ライン地方におけるマインツ大司教とライン宮中伯、低ライン地方におけるケルン大司教、バイエルンにおけるバイエルン公のように、地域の中でグラーフなど多くの中小自由貴族とレーン関係を結んで彼らの主君となり、地域の平和秩序の形成と維持にも主導的役割を果たすような特定の指導的諸侯は存在せず、むしろいくつかの聖俗領邦の間で婚姻関係・レーン関係・同盟関係の網の目が結ばれ、それら領邦同士の間で紛争が勃発すれば、他の領邦君主が間に入って調停や仲裁がなされる、というのが本稿が問題とする前後の時期における低地地方の構造であったと思われる。

そしてこの地域とドイツ王権との関係は、後述する国王ヴィルヘルムの時代のように、この地域の領邦君主が王位に

就くという例外的な時期を除けば、比較的疎遠なものであった。王権は、都市ニムヴェーゲンなどのわずかな例外を除いて、この地域にもはや直轄支配地という足場を持たず、国王宮廷がこの地域に入ってくることもほとんどなかった。このような王権との関係のありかたは、中世後期にもなお多くの国王都市や農村部の直轄所領が存在し、国王宮廷が頻繁に巡行し、地域出身の貴族や市民が国王側近で仕えていた、フランケンや中ライン地方など、モーラフの言う「国王に近い」地方とは、対照的である。本稿が対象とする紛争がこのような地域で生じているということは、国王裁判権の評価の際に注意すべき事柄である。

他方、低地地方は南部でフランス王国と国境を接し、海峡をへだててイングランド王国をのぞむ。フランス王国内部にその所領の大部分を持つフランドル伯は、ドイツ王国の低地地方の諸侯とさまざまな関係を結んでおり、低地地方の政治的アクターの一つであった。このような地理的・政治的条件から、低地地方は英仏両国の勢力拡張競争の舞台となっており、両国王権の政策の影響を敏感に受けることとなった。これに比べれば、ドイツ王権の態度は受動的であり、しばしば一貫性を欠く対応を見せることにもなる。このような、国外からの影響というファクターもこの地域を見る場合、考慮に入れる必要がある。

以上のような観点を頭に置きつつ、以下では時代をおってエノー伯と国王裁判権の関係をたどることとしたい。最も長く激しく争われた中心的な紛争は、いわゆる「帝国フランドル」の支配権をめぐるエノー伯とフランドル伯の対立である。我々はまずこの紛争の由来から説き起こさねばならない。

一 前史

一 いわゆる「帝国フランドル」とは、フランドル伯領のうちのシエルデ川右岸部分、およびシエルデ川下流とゼーラントの島々に挟まれた部分を指す。この地は、ドイツ王国の西端に属するが、一一世紀以来フランドル伯がドイツ国王からレーンとして受領していた。フランドル伯の所領の大部分はフランス王国内にありその部分については伯はフランス王の封臣であるが、同時にドイツ王国内の「帝国フランドル」についてはドイツ王の封臣でもある、という関係であった。

この地が、フランドル伯とエノー伯の長年続く抗争の火種となったのは、フランドル伯家内部の対立に由来する。⁽⁷⁾ フランドルとエノーは一三世紀前半にはともにフランドル伯家の手中にあった。フランドル伯ボードワン九世（ラテン帝国の皇帝としてはボードワン一世）の娘マルグリットは、最初の結婚で、エノーの貴族 アヴェーヌ *Avesnes* のブシャーと結婚したが、姉のフランドル女伯ジャンヌの策動もあって、一二一五年にこの結婚は教皇イノケンティウス三世によつて無効とされ、この結婚から生まれたジャン一世とボードワンは教皇庁により私生児と宣言された。その後マルグリットは一二二五年ごろ別の貴族ダンピエール *Dampierre* のギヨームと結婚するが、女伯ジャンヌが子を残さなかったため、マルグリットとこの第二の結婚から生まれた子供達がフランドル伯家の支配全体に対する相続権を主張した。しかし一方、第一の結婚から生まれたアヴェーヌ家の兄弟は、皇帝フリードリヒ二世に働きかけて、一二四二年に、彼らの嫡出性を確認し父方母方の財産の相続権を認める皇帝証書を獲得した。⁽⁸⁾ アヴェーヌ家の兄弟からすれば、自分たちも庶子でなく嫡出子である以上、年長である自分たちこそがフランドル伯家の支配全体を継承する権利があるということになる。

この対立に対して、皇帝フリードリヒ二世は、一二四五年七月に、マルグリットの送った代理人に対して「帝国フランドル」など女伯ジャンヌが皇帝・ドイツ国王から受領していたレーンを授封したが、⁽⁹⁾ その相続権については決定を下

さなかつた。皇帝が同年のリヨン教会会議で廢位されたこともあつて、アヴェエーヌ対マルグリット・ダンピエールの争いは、フランス王と教皇特使による仲裁によつて解決が図られることとなつた。一二四六年七月にフランス王ルイ九世と教皇特使トウスクルム司教オドが示した仲裁判決は、フランドル全体をダンピエールに、エノーをアヴェエーヌに帰属させるものであつた。フランス王権から見れば、この裁定によつてフランドル伯家の強大な支配が分割されることとなり、結果として王権にとつての脅威を減少させるものであつたが、両当事者のうち、年長でありながらより豊かでないエノーを割り当てられたアヴェエーヌ側は仲裁結果に強い不満を持ち、以後それを変更せんとしてあらゆる試みを尽くしていくことになる。

一二四七年に教皇の支援のもとでシュタウファー家への対立国王として、ホラント伯ヴィルヘルム（ウィレム）が国王に選舉されたことは、このように不満を抱えたアヴェエーヌ側に好機を提供するものであつた。すなわち新国王は、ホラント伯として領有するゼーラント伯領西部をめづつて、この地に封主権を主張するフランドル伯と係争中であり、またその姉妹がアヴェエーヌ家のジャン一世と結婚しており、アヴェエーヌ側と非常に近い親戚關係にあつた。同じくヴィルヘルムと親戚關係にあつたブラバント公ハインリヒ（ヘンドリク）は、彼の王権の最も重要な支柱であり、この当時の低地地方は、ホラント・アヴェエーヌ・ブラバントが協調して、フランドル伯と対立するという政治的構図を示していた。このような構図を背景に、アヴェエーヌ側は国王のもとでその意図を達する。すなわち一二五二年七月一日の国王証書は、一般にライヒのレーンの受領者は国王代替わりの場合一年一日以内に新たに授封請求をすべきであつて、それを怠ればレーンは国王に復帰すること、フランドル女伯マルグリットの場合このケースに該当することを宣言した国王宮廷裁判所の判決が出されたことを述べた後、判決を受けて国王がナミュール伯領と「帝国フランドル」をマルグリットから取り上げ、アヴェエーヌのジャン一世に授封したことを記す。⁽¹²⁾ 国王は、この後すぐ引き続いて、マルグリットからラ

イヒのレーンを剥奪してジャンに与えたことを宣言し、「帝国フランドル」の住民たちにジャンを主君として認めるよう命令している。⁽¹³⁾ただし同じ時期にカンブレイ司教ニコラウスにあてられた文書において、国王が、宮廷裁判所の判決を知らせレーンをマルグリットから取り上げてジャンに与えたことを告げながらも、マルグリットが国王宮廷に来ればいつでも彼女に正義を与える用意があることを女伯に伝えてくれるよう、司教に依頼しているのは注目される。⁽¹⁴⁾宮廷裁判所の判決が確かに出され、それに基づいて国王の処分も既になされたのではあるが、王権側はフランドル側との交渉の余地をなお残す姿勢を見せているのである。

⁽¹⁵⁾しかしこれに対してフランドル伯側は譲歩せず、国王ヴィルヘルムおよびアヴェーヌ家の連合軍との間で戦争となった。⁽¹⁵⁾一時劣勢となったフランドル伯側は、フランス王弟シャルル・ダンジューに援助を求め、シャルルの軍はエノー伯領に侵攻する。この援軍を得たフランドル側は「帝国フランドル」とナミュール伯領を實力で保持し続けた。国王ヴィルヘルムは、一二五四年二月一四日の証書で、エノーの貴族らはジャンに封臣としての忠誠を誓うべしとした宮廷裁判所判決を確認し、⁽¹⁶⁾翌年七月二〇日にはナミュール市の市民らにジャンからナミュール伯領を再授封されたルクセンブルク伯ハインリヒへの服従を命じているが、⁽¹⁷⁾フランドル伯とフランスの支配を揺るがすものではなかった。この後、ルイ九世の十字軍からの帰国と一二五六年一月の国王ヴィルヘルムの死を経て、一二五六年九月二四日にペロンヌにおいてルイ九世により再び仲裁裁定が下される。今回の裁定も、十年前のそれをほぼ踏襲するものであり、フランドルはダンピエールに、エノーはアヴェーヌにという基本線は変わらなかったが、アヴェーヌ側はこの決定に服さざるをえなかった。⁽¹⁸⁾シユタウファー末期における皇帝権と教皇権の対決の先鋭化と、それに続くドイツ王権の機能不全という状況の中で、フランス王権は相対的に権威を上昇させ、ルイ九世は、ドイツ西部の貴族間の対立紛争においても、仲裁者として裁定を下したのであった。⁽¹⁹⁾

二 さて、アヴェーヌ側はペロンヌ裁定後もその主張をあきらめなかったが、国王ヴィルヘルムの死は、両派のドイツ王権との関係にも低地地方の政治的配置にも変化をもたらし⁽²⁰⁾た。既に以前からイングランド王権への接近を試みていたアヴェーヌのジャンは、イングランド王弟リヒャルト（リチャード）のドイツ国王選出のために活動する。しかし、一二五七年の選挙は二重選挙となり、リヒャルトとカステイリア王アルフォンス十世がともにドイツ国王に選ばれる事態となった。低地地方ではブラバント公がアルフォンスを支持し、フランドル伯もアルフォンス陣営に加わった。アヴェーヌ家が期待をかけたリヒャルトは争う余地のない王権を確立することができず、しかも低地地方ではフランドル伯に対抗してきた党派が分裂したのである。この影響は、フランドル伯のレーン問題についてのドイツ王権の態度の変化として現れた。すなわち、国王リヒャルトは、自派の勢力を広げるため、アルフォンス派の諸侯・貴族の懐柔に乗り出したのである。

一二五八年四月二〇日付の証書で国王リヒャルトは、マルグリットが国王の召喚に応じて自身国王の前へ出頭して臣従礼を捧げ誠実宣誓を果たすなら、彼女のために国王ヴィルヘルムが布告した判決の取り消しとレーンの授与を行うことを約束している。⁽²¹⁾この後、一二六〇年六月二七日に、リヒャルトは実際に、マルグリットが「帝国フランドル」につき国王のもとに出頭して臣従礼を行ったとして、ヴィルヘルム時代の判決を撤回し、彼女にレーンを授封し、更に将来は彼女の息子ギーに授封することも約束した。⁽²²⁾授封請求の不履行という手続上の不備は、これによって解消されたのである。更に一二六二年七月二日の国王証書は、国王リヒャルトはアヴェーヌのジャンらが一二五七年一月二二日に発行した証書を見たが、そこには一二四六年の仲裁と一二四九年一月のその宣言とが挿入されており、その上でリヒャルトがこれらの内容を確認したことを述べる。国王ヴィルヘルム時代の判決は改めて無効と宣言され、リヒャルトは「帝国フランドル」をマルグリットに授封したのである。⁽²³⁾今回の処分では王権は、手続的にだけでなく実体的にも「帝国フラ

ンドル」がフランドル伯に帰属するのが正当であることを、当事者が合意した仲裁と相手方の証書により確認したのである。

こうして、「帝国フランドル」に対するダンピエール側の立場は確固としたものとなったかに見えた。⁽²⁴⁾一二五七年には、戦い続けてきたジャン一世も望みを達することなく死去する。しかしその遺児ジャン二世らはなおもあきらめることなく、機会を待つことになる。⁽²⁵⁾そして、一二七三年の国王ルードルフ一世（フォン・ハープスブルク）の選挙は、ヴァーヌ側に新たなチャンスを提供することとなったのである。

二 ルードルフ一世時代の国王裁判権とエノー伯

一 「帝国フランドル」支配をうかがうエノー伯ジャン二世にとって、ルードルフ一世即位後の状況は、二つの点で希望を抱かせるものであった。まず第一に、一般的に、ルードルフ一世が一二四五年の皇帝フリードリヒ二世廃位後の諸国王による帝国領・帝国レーンの処分を有効と認めず、その間に王権の手を離れた財産を返還請求するという、帝国領回収政策を治世当初から展開した⁽²⁶⁾ことである。この原則に依拠すれば、前述の国王リヒャルトによるフランドル伯への授封についてもその有効性を否定することが可能となる。更に第二には、「帝国フランドル」そのものにかかる点であるが、女伯マルグリットとその息子のフランドル伯ギーは、主君たる国王の代替わりにもかかわらず、新国王ルードルフ一世に対するレーン授与請求と彼からのレーン受領を行わなかった。王権から見ればこれはフランドル伯側の封臣義務違反であり、この点にエノー伯側のつけこむ余地が存したのであった。

ルードルフ一世治世初期における国王とエノー伯の関係としては、一二七六年一月三日の国王証書が注目される。

ここで国王は、エノー伯ジャン二世に対して、ホラント伯フローリスが正当な相続人なしに死去した場合には、ホラント伯領などフローリスが有する帝国レーンを与えることを約束した。同じ内容の証書は、同日、ヘンネベルク伯ヘルマンとその妻子に対しても発行された。⁽²⁷⁾ エノー伯とヘンネベルク伯の妻から見るとホラント伯フローリスは甥にあたり、両者は姻戚関係に基づいてホラント伯領などの獲得を図ったのである。この処分が我々の問題にとって重要なのは、ホラント伯領獲得の期待が開かれることにより、ホラント伯領とエノー伯領を連結する位置にある「帝国フランドル」を支配下におさめることが、エノー伯にとつてますます価値あるものとなったからである。ジャン二世はそのためにより手段を尽くしていくことになる。⁽²⁸⁾

まずエノー伯は、一二七九年一月に、国王から「帝国フランドル」の授封を得ることに成功した。⁽²⁹⁾ しかし、この授封の後「帝国フランドル」はフランドル伯側に支配されたままであり、ジャン二世は更に自己の立場を強化しようと試みる。そして彼は、一二八一年八月のニールンベルクの宮廷集会において、「帝国フランドル」保有を改めて承認されることとなったのである。折しも、フランドル伯領では、一二八〇年から翌年にかけてブリュージュなど有力都市の伯に対する反抗が表面化しており、^(29a) ジャン二世には好機到来と見えたであろう。

二 一二八一年八月五日の国王証書は、国王ルードルフが、国王ヴィルヘルムが行った処分を選挙侯の多数の同意を得て確認し、「帝国フランドル」をエノー伯ジャン二世に授封したことを伝えている。⁽³⁰⁾ それだけでなく今回の処分には、処分を実効的にするための措置が伴っていた。同日付の国王からカンブレール司教アンゲランへの書簡は、上の処分の内容を知らせるとともに、国王宮廷裁判所の判決として、エノー伯に実体的占有 *possessio corporalis* を得させるために、国王は執行者を指定すべしという判決が出されたことを通知する。国王は、司教をエノー伯自身が提案した執行者として指定し、同封した二つの国王宮廷裁判所判決に従って「帝国フランドル」を伯に占有させるよう命じている。⁽³¹⁾ 更に同

日付で、国王から「帝国フランドル」の貴族・市民・住民に対する命令書が出され、やはり国王の処分内容を知らせるとともに、伯に対してレーン宣誓ないし服従宣誓を實行してその支配に服するよう命令している。そして、もし彼らが従わない場合には、国王宮廷裁判所の判決により反逆者と宣告されることになろう、と威嚇を付け加えている。⁽³²⁾更に、八月九日付の国王証書は、国王はエノー伯のために執行者を指定すべきであり、執行者は授封を告知し、伯に実体的占有を得させ、現地住民を伯に服せしめるべきである、という宮廷裁判所の判決を宣言している。⁽³³⁾また同日には、一般的に一二四五年以降の国王がした帝国領に関する処分は選挙侯の過半数の同意がなければ無効であるという、宮廷裁判所の法判告が出されている。⁽³⁴⁾これにより、国王リヒャルトがした処分が無効であることは、一般原則に照らしても確実とされたわけである。この法判告はエノー伯にもフランドル伯にも明示的に言及していないが、証書はエノー伯のもとに伝承しており、エノー伯の働きかけにより彼のために出されたものであることは、明らかである。⁽³⁵⁾前述のようにカンブレー司教の執行者への任命が伯自身の指名に沿って行われたことからわかるように、ジャン二世は、自派の法的地位を強化し、国王の処分を實行に移すために、精力的に手立てを講じているのである。

これらのニュルンベルクでの措置に引き続いて、国王は、一〇月と一二月に、ルクセンブルク伯ハインリヒとホラント伯フロリスをも執行者に追加指定し、エノー伯に更に助力を与えようとしている。⁽³⁶⁾もともと、エノー伯と前述のような姻戚関係のあったホラント伯はともかく、ルクセンブルク伯はフランドル伯とも良好な関係にあり、どこまでエノー伯の助けになりえたかは疑問である。他方、一〇月二九日付のフランドル伯ギーアへの国王証書において、国王は伯が国王のもとに出頭するのであれば往復の通行の安全を保証することを約束して、伯に自由通行権 *Geleit* を付与している。⁽³⁷⁾証書によればフランドル伯は臣下の一騎士をこのとき国王のもとに派遣して自由通行権授与を請求させており、交渉の意志を示している。これを受けた王権の姿勢も、「帝国フランドル」をエノー伯に一旦授封はしたけれども、それにつ

いてフランドル伯自身が国王宮廷で権利主張する余地はなお認める、というものであった。このように比較的早い時点からフランドル伯側と国王宮廷の接触が見られることには注意すべきであろう。

さて翌一二八二年になって明らかにってきた現地「帝国フランドル」における状況は、エノー伯の側から見ると、はかばかしいものではなかった。一二八二年一月一七日付の国王への書簡で、カンブレー司教は、執行者としての自らの活動を報告しているが、そこでは、ヘラルツベルゲン Gerardsbergen 市の市民の不服従のため司教は市内には入れず都市周囲の土地をエノー伯の代理人 procurator に占有させるにとどまったこと、アルスト Alost 市でも同様であったこと、「帝国フランドル」の他の地域は自分の司教区外にあることでもあり、およそ立ち入ることができなかったこと、を伝えている。⁽³⁸⁾「帝国フランドル」はあいかわらずフランドル伯が抑えており、現地の都市などもフランドル伯への忠誠を維持していたのである。

これに対して、エノー伯側は、国王宮廷での働きかけを強めようとしていたらしい。一二八二年二月か三月に、伯の書記から国王宮廷における伯の代理人 procurator ギヨームに宛てられたと思われる書簡によれば、国王本人のエノー伯への厚情を得ること、書記からの手紙を国王とその側近に取り次ぐこと、フェルステンベルク伯、ニュルンベルクのブルクグラフといった国王宮廷の有力者を口添え人 advocatos⁽³⁹⁾として獲得するよう努めること、国王リヒャルトの処分を無効とした諸侯判決の証書を得ること、などが指令されている。国王宮廷における当事者の活動をかいま見させる点で、興味深いものである。

この状況下で、フランドル伯は、前年に与えられていた自由通行権を実際に活用して国王宮廷に出頭し、エノー伯も出席して、一二八二年四月一六日にハーゲナウにおいて、国王宮廷裁判所の法廷が開かれた。この場でエノー伯は、自らの「帝国フランドル」占有をフランドル伯により不当に奪われていると訴えたようである。⁽⁴⁰⁾ここにおいて、宮廷裁判

所は判決して、執行者たるカンブレー司教を宮廷裁判所に召喚し、司教は執行者としての自分の行動およびフランドル伯らがエノー伯を占有から追い払ったことを証言すべきであると決定した。司教の出頭期日は六月一日と設定された。⁽⁴¹⁾国王は四月一八日付の証書で、司教にこの判決を知らせるとともに、アーヘンとモンスの教会参事会員であるルトガーと騎士ヴェルナー・フォン・ロートベルクを国王の使者として送ることを述べて二人を信任し、司教はこの二人に期日に宮廷裁判所に出頭できるかどうかを述べるべきであり、もし正当な理由により出頭できないのならその代わりに二人の前で求められた証言をなすべきである、と伝えている。⁽⁴²⁾証書の日付からすると、ハーゲナウの法廷において、既に司教が出頭できない事態は予想されていたようである。

国王は更にその後、五月一五日付の司教への書簡で、上記二名の使者を実際に送り出したことを知らせ、彼らの前で証言するよう命じている。⁽⁴³⁾この時点で、司教が自ら出頭できないことは確実となったのであろう。司教は五月二七日付の書簡で国王に応答し、国王の書簡二通を受領したこと、正当な理由により自ら国王のもとへ赴くことはできないこと、自分は確かにエノー伯に占有を得させたのでありそれを伯が失った経緯については自分は知らない、と使者たちの前で証言したこと、を知らせている。⁽⁴⁴⁾

このような手順を踏んだ上で、六月一五日にヴォルムスで開かれた国王宮廷裁判所の法廷には、エノー伯は出席したがフランドル伯は欠席した。法廷では、カンブレー司教の証言が提出され読み上げられた後、判決が下され、「帝国フランドル」はエノー伯ジャン二世に与えられるべきこと、国王はフランドル伯にアハトを科すべきこと、国王はエノー伯に助力しフランドル伯の協力者たちをもアハトに処すべきこと、エノー伯は自力で占有を奪回することができそれによって不法を働いたとして追求を受けることもなく不動産占有回復の特示命令 *interdictum unde vi* によって義務づけられることもないこと、更にエノー伯は「帝国フランドル」につき占有者 *possessor* であり原告でなく被告の地位にある

べきこと、が決定された。⁽⁴⁵⁾最後の条項は、エノー伯は現在実際には占有を失っているものの正当な占有者であり、奪われた占有について訴えを提起したけれども、本来は被告という有利な地位にあるのだということを確認したものである。また、前年の国王の処分が、執行者を指定するという方法をとったのに対して、ここではじめて当事者による自力執行が容認されていることも、執行手段の優先関係として注目される。

更に、これらの条項が、用語からもうかがわれるように学識法学を前提にしていることは、この判決を獲得したエノー伯の側が、学識法の議論に明るい人物を陣営に抱えていたことを暗示する。この頃の国王宮廷裁判所は、なお裁判所としての専門化の度合いの低い状態であったが、このように当事者がリードする形で学識法学の議論が判決に入り込んでくることはありえたのである。

王権は更にエノー伯のための働きかけを行っている。国王は、同じ六月一五日付で、カンブレー司教とユトレヒトの司教座裁判官 *Official* および司教座教会首席司祭 *Dompriest* へ書簡を送り、宮廷裁判所の判決によって「帝国フランドル」がフランドル伯でなくエノー伯に与えられたことを伝え、このことを司教区の聖職者・教会・ミサを通じて住民に告知すべきこと、「帝国フランドル」内のレーン受領者は宮廷裁判所が定めた六週間と三日という期間以内にエノー伯にレーン授与を請求し受封すべきこと、都市の市民などは同じ期間中にエノー伯に服従宣誓をなすべきこと、彼らがフランドル伯にした宣誓は無効である旨告げるべきこと、⁽⁴⁶⁾司教の執行官たち *executores* は彼らの活動を司教に報告し、司教は更に国王に知らせるべきこと、などを命令している。宮廷裁判所での決定の伝達経路としては、やはり教会組織が重視されているのが注目される。更に国王は、「帝国フランドル」の諸都市・封臣・住民に対しても命令書を発し、期間内にエノー伯からレーンを受領し、彼に服従宣誓をなすように命じている。⁽⁴⁷⁾

更に、六月一七日の国王証書は、一五日の宮廷裁判所判決の内容を繰り返し、今やそれに従ってフランドル伯をアハ

トに処すことを宣言した。⁽⁴⁸⁾ フランドル伯は、「帝国フランドル」を剥奪されるにとどまらず、アハトの処分にも服する身となったのである。

このような、国王・エノー伯側の措置がどのように実行に移されていったかは、七月二九日付のユトレヒトの司教座教会首席司祭の裁判官にして自ら聖堂参事会会員でもあったヴィルヘルム・フォン・モントフォルトの国王への書簡から知られる。ヴィルヘルムは、「帝国フランドル」の中の一地域である Vier Ämter において、国王の指令を実行して、現地の聖職者を集めて国王宮廷の決定を布告し、破門の罰で威嚇して彼らに住民への布告などの遂行を求めたことを報告している。更にヴィルヘルムは、他の地域についてはどのようにすべきか、国王の指示を請うている。⁽⁴⁹⁾ ともあれこの地域については、直接住民と接する聖職者のレベルまでは、国王側の決定と措置が下りていくことになったのである。

しかしこうした処置によっても、現地「帝国フランドル」の諸勢力の反応は、かたくなであった。十一月二四日の国王証書は、ヘラルツベルゲン・アルスト両市がエノー伯への服従を拒んでおり、同日を期日として市民たちを宮廷へ召喚したが、彼らが不出頭であるため、宮廷裁判所が、国王は彼らをもアハトに処すべしと判決した、と伝えている。⁽⁵⁰⁾ しかし、これらの手段をもってしても、「帝国フランドル」はフランドル伯の支配に服したままであった。宮廷裁判所の判決とそれを実効的たらしめるためのさまざまな措置も、この事態を変えるところではなかったのである。エノー伯としては、翌一二八三年六月二〇日付で、それまでの関係文書を一通の国王証書にまとめてもらい、他日を期すしかなかった。⁽⁵¹⁾

三 ところで、この間、低地地方では、ブラバント公ヨハン（ヤン）が仲介者として登場し、紛争の解決が試みられた。ブラバント公家は、低地地方の世俗領邦の中では最も有力なものの一つであり、既に以前から地域の諸勢力間の紛争をしばしば仲裁していた。⁽⁵²⁾ 一二八二年一〇月一三日付の証書で、ブラバント公は、フランドル伯とエノー伯が公の要

請により休戦することに合意したことを述べている。⁽⁵³⁾一二八三年七月の証書では、ブラバント公の他、フランドル伯の息子のヌヴェール伯ロベールとギヨーム、ジャン・ド・ダンピエール、エノー伯の弟フロランとギヨームが仲裁人として登場している。⁽⁵⁴⁾ブラバント公は、これ以前から、フランドル伯およびフランス王権との関係が深く、⁽⁵⁵⁾その点ではむしろ中立というよりはフランドル寄りにも見える。このときの仲裁は紛争終結をもたらさなかったが、にもかかわらずこの後知られるブラバント公の活動の先駆をなすものとして、そして現地である低地地方の紛争処理システムの作動を示すものとして興味ある動きと言える。

低地地方における紛争解決の試みはその後も継続され、一二八四年六月には、紛争の両当事者であるエノー伯とフランドル伯が、メッツ司教ブシヤールとリエージュ司教ジャンを仲裁人とすることで合意している。⁽⁵⁶⁾メッツ司教はエノー伯の兄弟、リエージュ司教はフランドル伯の息子であって、両陣営が自派の仲裁人を指定して彼らの交渉に解決をゆだねたものである。しかし、このときの仲裁も紛争を終結させることはできなかった。⁽⁵⁷⁾こうした紛争解決の動きと関係して注目されるのは、一二八四年七月に、エノー伯とフランドル伯の両者が、リンブルク公領をめぐるブラバント公とゲルデルン（ヘルダー）伯の紛争の仲裁人として指定され、公領をゲルデルン伯に帰属させる決定を共同で下していることである。⁽⁵⁸⁾ブラバント公はこの決定を承服せずリンブルク公領は引き続き争われていくことになるが、この後、それまでブラバント公と良好な関係を保っていたフランドル伯は、ゲルデルン伯の方に接近していくことになる。一二八六年四月には、ゲルデルン伯とフランドル伯の娘マルグリットの結婚が成立している。⁽⁵⁹⁾

リンブルク公領をめぐるブラバント公とゲルデルン伯の対立は、既に一二八三年ごろから、下ラインと低地地方の諸勢力を広く巻き込んで展開されており、両者は同盟関係などを通じて多くの支援者を周囲に集めていった。ブラバント公陣営には、リエージュ司教、ホラント伯、ユーリヒ伯、クレーフエ伯、ベルク伯、マルク伯、ケルン市などが付き、

ゲルデルン伯陣営には、ケルン大司教、ルクセンブルク伯、フランドル伯、ナッサウ伯などが付いた。対立は最終的には一二八八年のヴォリンゲンの戦いでブラバント側が勝利して大勢が決せられることになるが、この間両陣営の間の緊張の高まりによって、地域における紛争解決の可能性は大きな影響を受けたと考えられる。ブラバント公の役割の重要性を考えれば、エノー伯とフランドル伯の間の紛争の解決が一二八〇年代に一旦頓挫したこともこれと無関係ではなかったと思われるのである。ブラバント公とフランドル伯の間で一応の和解が成立するのは、一二八九年末になってからのことであり、それによってブラバント公がエノー伯とフランドル伯の間の紛争の仲裁者として登場する条件が再び整うことになる。

四 一方、国王宮廷における「帝国フランドル」問題についての新たな動きは、一二八七年になって現れた。教皇特使トゥスクルム司教ヨハネスが臨席して開かれたヴェルツブルクの教会会議・宮廷集会において、フランドル伯らに譲歩を強いるようとする試みが再び行われたのである。三月二七日付の教皇特使への書簡で、国王は、まず聖俗両権の協力の必要性を説き、次いで一年以上アハトに処されたままである者に対しては破門が科されるべしという国王宮廷裁判所の判決を引いた後、特使に、その職の義務に従い (*iuxta vestri officii debitum*)、破門宣告を行うよう要請し、特使による破門後一か月以上不服従のままなら近隣司教区の聖職者にも破門を科すよう命じるように要請した。同日付の別の文書では、王国内に国王の世俗裁判権によりアハトに処せられても服従しない者がおり、国王はアハトに処せられて一年以上不服従の者に対しては教会の助力を要請すべきであるという宮廷裁判所の判決が出されたことを述べ、件のアハトに処せられた者たちに教会罰を加えるよう要請し、その者たちを司教たちを通じて国王と宮廷裁判所に服従させてくれるよう、求めている。⁽⁶³⁾ この二通の文書には、エノー伯、フランドル伯という具体名はまったくあげられていないが、これも史料の伝承から、エノー伯のために行われた働きかけであることは明らかである。

實際、同日付の別の国王から教皇特使への書簡では、エノー伯とフランドル伯の紛争とそれへの国王宮廷の対応の経緯を知らせた後、なお服従しないフランドル伯らに対して、教会罰などの手段により、彼らを屈服させエノー伯を「帝国フランドル」の主人と認めさせるように、助力を要請している。⁶⁴更に国王は、教皇特使への要請だけにとどまらず、リージュ司教、カンブレイ司教、ユトレヒトの司教と司教座教会首席司祭に対しても命令を発して、やはり聖俗両権の協力の必要を指摘した後、フランドル伯は宮廷裁判所の判決とライヒの慣習により破門に値する者なので、彼らの職の義務に従って、フランドル伯らを破門するよう命じている。⁶⁵ここで、その職の義務に従って、とされているのは教皇特使への書簡でも使われていた文言で、国王に対する官職的な義務づけをストレートに読み込むことは無理であるが、国王の司教らに対する関係は、国王の恩寵の喪失をもつて担保された命令である点で、教皇特使の場合と根本的に異なっているとも言える。⁶⁶司教らが、一方で教皇・その代理たる教皇特使に連なる教会ヒエラルヒーに組み込まれているとともに、他方で国王に直属する存在でもある、という両義的性格がここにあらわれている。教会組織を国王宮廷での決定に実効性を持たせるために利用することは、上に述べたように既に行われていたのであったが、破門という教会罰をも投入し、教皇特使という教会ヒエラルヒー上の上位者をも動かして、フランドル伯らにより強い圧力を加えることが試みられたのである。

こうした国王からの要請に応じて、教皇特使ヨハネスは実際に破門こそ科さなかったが、同年四月にフランドル伯に書簡を送り、破門で威嚇しつつ国王への服従を要求し、伯支配下の住民たちにもライヒへの反抗をやめるように命令している。しかし、これに対して、フランドル伯は、代理人を特使のもとへ派遣して抗議するとともに、教皇庁へ上訴するという対抗手段に出た。⁶⁷

一二八七年四月二九日のフランドル伯から国王への書簡は、国王のもとへ送った二人の使者を代理人として信任し、

彼らに、フランドル伯らに加えられた不法について国王のもとで抗議した上訴する権限、教皇の前で裁判に応じる用意があるという伯の意志を国王に伝える権限、国王に苦情を伝え伯らを教皇の保護下に置く権限を与えている。⁽⁶⁸⁾ 一二八一・八二年の場合もそうであったが、現地をおさえるフランドル伯も、やはり国王側の動きを完全に無視することはできず、対応策を迫られている訳である。その際、教皇庁への上訴が予期されているとはいえ、なお国王宮廷で応訴という選択肢も残されていることは、注目してよいであろう。

しかし、結果としては国王宮廷で訴訟が再開されることはなく、フランドル伯側は五月一〇日に教皇庁への上訴を行った。上訴状によれば、伯は召喚されたこともなく、出廷拒絶 *contumacia* のために欠席したわけでもなく、防御することもなく、陳述を聞かれることもなかったのであって、手続はまったく不当に進められたものである、とされる。そのため伯は、この事件についてドイツ国王より上位にあるのは教皇以外にはないので、教皇に上訴する旨を言明し、自分と自分の所領などを教皇庁の保護下に置くことを宣言しているのである。⁽⁶⁹⁾

ここで、何ゆえフランドル伯が教皇庁へ上訴することが可能なのか、この上訴状の文言からははっきりしない。しかし一般的に言って、教皇庁への上訴は法的に不可能ではなかった。⁽⁷⁰⁾ すなわち、「グレゴリウス9世教皇令集」所収の原則によれば、レーンに関する紛争は、たとえ封臣が聖職者であっても、当該レーンの封主の裁判所が管轄する。⁽⁷¹⁾ しかし、これには例外が認められており、封主の裁判所において訴訟遅延や訴訟拒絶が発生する場合には、教会裁判所も事案を裁判し得るものとされる。⁽⁷²⁾ 更に、困難にしてあいまいな事案の場合には、教皇に最終判断をおおぐことができる、とされていたのである。⁽⁷³⁾ 以上のような教会法の諸原則からすれば、国王裁判所など世俗の裁判所での手続進行に不満な当事者が、教皇庁へ上訴する道もありえないものではなかったと考えられる。

しかし同時に我々は、フランドル伯においては、教皇庁への上訴が国王宮廷における訴訟や交渉を排除するものでな

かったことにも、注目すべきであろう。上記の使者の一人ジェラル・ド・ウドナルドは、この後、五月から六月に「帝国フランドル」の各地とカンブレで活発な宣伝活動を展開し、伯が教皇に上訴したこと、そしてもし通行の安全が保証されるならば伯は国王の前で自らの権利を証明する用意があることを布告してまわったのである。⁽⁷⁴⁾更に、一二八七年後半には、前述のリエージュ、メッツの両司教を仲裁人とする仲裁の試みもお続けられており、レベルの異なるフォーラムが、当事者たちによって平行して利用されていることがうかがわれる。

こうしたフランドル伯の動きに対して、国王宮廷の対応としては、一二八八年三月一五日付の国王証書が、フランドル伯に宮廷への往復の自由通行権を与えている。前述した伯の応訴姿勢にこたえたものであるが、伯がレーン宣誓を行うために国王のもとへ来る意志があるので、アハトにあるにもかかわらず、彼に通行の安全を保証する、という文言は、王権の姿勢を示すものとして注目される。⁽⁷⁵⁾伯本人の行う臣従礼と引き換えに「帝国フランドル」をフランドル伯に授封するという解決が、既にこの時点で視野に入れられているのかもしれない。しかし、フランドル伯の国王宮廷への出頭は結局実現せず、この紛争は、国王ルードルフ一世の治世中には、終息に至らなかったのである。⁽⁷⁶⁾

それどころか、ルードルフ一世の治世末期には、エノー伯とフランドル伯の対立には、更に新たな争点加わった。⁽⁷⁷⁾エノー伯領内の有力都市であったヴァランシエンヌ市の帰属をめぐる問題である。ヴァランシエンヌ市は都市領主エノー伯の支配に反抗し、同じく伯と敵対するフランドル伯やフランス王権に後ろ盾を求めたのであった。これに対して、エノー伯ジャン二世は、やはりドイツ王権の支援を求めた。ルードルフ一世が死の直前に発行した一二九一年六月二〇日付の国王証書によると、エノー伯の求めに応じて国王宮廷裁判所の判決が出され、ヴァランシエンヌ市は伯に反抗し、伯を強要して約束の文書を出させたのであって、伯がやむをえず与えた文書や約束はすべて無効であり、同市はすべての特権を失うべしと決定された。⁽⁷⁸⁾しかしヴァランシエンヌは、この判決にもかかわらず伯に服従せず、かえってフラン

ドル伯の息子を市内に入れ、フランス国王に服従することを宣言したのである。国王宮廷裁判所の判決を無視するこの動きへの対応は、「帝国フランドル」問題と並んで、次の国王アードルフの課題となる。

三 アードルフ・フォン・ナッサウ時代の国王裁判権とエノー伯

一 アードルフは、即位直後の一二九二年七月二日、ヴァランシエンヌ市民たちを、国王・ライヒ・エノー伯に対して行った不法について応答させるために、国王宮廷へ召喚した。⁽⁷⁹⁾ 背後には無論エノー伯からの働きかけが存在するのであるが、ヴァランシエンヌ市民たちの行動は伯だけでなく国王とライヒをも害するものと位置づけられている。

同日に出されたと考えられる国王証書によれば、この召喚は宮廷裁判所の判決に従ってなされた。更に判決によれば、使者たちはヴァランシエンヌ市内には危険なため入れないので、隣接する村で証人とともに召喚を告知し、召喚状をその場に残留して帰って来るべきである、とされた。⁽⁸⁰⁾ 「帝国フランドル」をめぐる紛争の過程から、現地の抵抗により都市内部に踏み込めないという事態があらかじめ予想されており、その場合の召喚の作法が指定されているのである。同日付と思われる別の証書で、国王は実際に、聖ゲラン *St. Ghislain* 修道院長ロジュールとモーボージュ *Maubeuge* の聖カンタン *St. Quentin* 教会の教会参事会員であったジャン・ド・トゥールネーを使者として、彼らに前述のようにヴァランシエンヌの隣村の教会での召喚告知を命じ、召喚状を教会に残し、任務の遂行状況につき報告せよと指示している。⁽⁸¹⁾ 具体的に使者として使われたのが、やはり現地に近い聖職者であり、召喚の告知も教会を舞台にしてなされたことが注目される。二人の使者は、七月二〇日付の文書で、国王に、任務を指示どおり遂行したことを報告した。⁽⁸²⁾

しかし、ヴァランシエンヌの市民たちは、召喚に応じず、八月にはかえって、フランス王に服従を申し出るとともに

その助力を要請した。フランス王はこれに應えて、市をフランドル伯の保護下に置き、伯自身も市に対して援助を約束した。⁽⁸³⁾一方、エノー伯は、国王宮廷への働きかけを続け、八月七日付で一二九一年の判決の確認を得る一方、マルク伯、ユーリヒ伯らと傭兵契約を結び、軍事力の増強に努めた。⁽⁸⁵⁾九月九日には、新たに国王宮廷裁判所の判決を得る。すなわち、エノー伯の訴えによりヴァランシエンヌ市民らの召喚がなされたが彼らは出頭せず、対してエノー伯の代理人は、国王は市民らに然るべきときに然るべき場所でアハトを科すべしとする判決を獲得したのである。⁽⁸⁶⁾

この判決が出された後、カンブレリー市に、エノー伯とその兄弟親戚（弟のカンブレリー司教ギヨーム、メッツ司教ブシャール、伯父のホラント伯ヴィルヘルム）だけでなく、低地地方と北フランスの有力者たち（ランス大司教、ノワイヨン司教、クレーフエ、ルクセンブルク、ローツ、カツエンエルンボーゲンの伯たちなど）が集まっているのが知られるが、このうちルクセンブルク伯はフランドル伯との間で同盟を締結しており、彼らが一致してエノー伯を援助するという状況ではなかった。⁽⁸⁷⁾逆にフランス王とフランドル伯の連合軍は、同年秋にエノー伯領に侵入し、伯ジャン二世を捕らえるに至ったのである。しかし、この時点で、当時、フランス王権およびフランドル伯と良好な関係を保っていたブラバント公が介入して、公の仲介によりエノー伯は釈放された。ブラバント公は、一〇月一四日には、エノー・フランドル間の休戦の成立を宣言し、フランドル伯が支配下に入れていたエノー伯領のケノワ *Quesnoy* 城を、休戦期間中は公があずかることとした。⁽⁸⁹⁾この後、フランス側ではパリの高等法院が、一一月一日に、エノー伯に不利な判決を出すなどしており、結局伯は一二九三年二月にフランス王権に屈服した。これにより、ヴァランシエンヌ市はフランス王に服従を誓い、この後しばらくはエノー伯の支配下から離れることになったのである。⁽⁹⁰⁾

以上のヴァランシエンヌ問題の経緯は、ブラバント公がエノー伯とフランドル伯との間の紛争解決において持っていた重要性を、あらためて浮かび上がらせるものであろう。リンブルク公領をめぐる争いに勝利し、フランス王権とも良

好な關係を保つブラバント公は、紛争解決のための仲介者としての意義をますます高めつつあった。ブラバント公がヴォリンゲンの戦いで頂点に達した大きな勢力争いをくぐりぬけ、自らは直接紛争に巻き込まれない地位を固めてきたことは、エノー伯とフランドル伯の長年の紛争全体に対しても、解決に適した環境を提供することになろう。

二 一方、「帝国フランドル」問題に関しては、国王アードルフは、一二九三年五月二九日付の国王証書で、エノー伯の求めに応じて、「帝国フランドル」をエノー伯に与えフランドル伯にはアハトが科されるべきこととした宮廷裁判所の判決を記した一二八二年六月一五日の国王証書⁽⁹¹⁾を、実見の上確認(Vidimus)し、ここでも前代の王権の立場を継承することを明らかにした⁽⁹²⁾。同日付の国王証書は、フランドル伯がエノー伯に害を与えたことはよく知られているとして、フランドル伯を支援せずエノー伯に助力するよう、ライヒ内の諸勢力に命令している⁽⁹³⁾。もちろん、これらの措置によっても現地「帝国フランドル」の状況に大きな変化はなかったようであるが、フランドル伯側もそのまま何の対応も示さなかったわけではなかった。

一二九三年六月一五日付でブラバント公ヨハン、マルク伯エーバーハルトらが発行した証書によれば、彼らと国王の前へフランドル伯の代理人が姿を見せ、伯本人は正当な理由により国王の面前に出頭できない旨を陳述し、本人の代わりに代理人たる彼に帝国レーンを授与するか、または伯のもとへ国王の代理の使者を送るか、またはレーン請求と授封の期限を延長するか、してくるよう要請した。しかし、証書によれば、国王はこのいずれの要請をも拒否したため、伯の代理人は伯本人が正当な理由により出頭不可能であることを再度強調した⁽⁹⁴⁾。

この証書は、二つの点で注目されるものである。第一は、フランドル伯の行動の法的背景がうかがわれる点である。フランドル伯が国王宮廷に接触を求めたのは、一つには、フランス王権と伯の關係の冷却化という政治的事実が背景にある⁽⁹⁵⁾。しかし同時に、証書の述べるところによれば、同年六月一四日がアードルフのアーヘンでの国王戴冠から丁度一

年であり、一年一日以内という通常のレーン授与請求の期限が、このときまさに到来しようとしていたのであった。伯は王権と対立しつつ帝国レーンである「帝国フランドル」を実効支配しているのであるが、主君たる国王の代替わりに伴う、新たなレーン授封請求と受領の必要というレーン法上の要件は、やはり意識されていたわけである。

第二に注目すべきなのは、証書の発行者としてブラバント公が登場してくることであり、これまで述べてきた紛争の流れと低地地方の地域構造からすれば、これはやはり偶然ではない。ブラバント公は、これまでも述べてきたとおりヴォリンゲンの戦い以来、低地地方・下ラインで強力な地位を築いていた実力者であり、低地地方での権力と紛争両当事者との関係からいって、現地における紛争処理の要となる存在であった。彼がフランドル伯の代理人の弁論に同席して、その次第を記した証書を発行しているのは決して偶然ではなく、現地有力者による紛争解決の動きと国王宮廷における手続との接触がここに現れていると考えられる。

ブラバント公の動きは、国王側でも認めるところであった。国王は、八月二一日付でブラバント公に、国王とフランドル伯の間の案件解決のための全権を、同年クリスマスまでという期間を限って付与している。⁽⁹⁷⁾この文書では、問題が、国王とフランドル伯の間のレーン請求と授封をめぐる紛争としてとらえられており、エノー伯は当事者として表面に出てきていない。しかし、今回の措置でも、期間内に和解が成立することはなかった。「帝国フランドル」をあきらめないエノー伯の存在がある以上、王権とフランドル伯の間のレーン授受の手続問題として事態の解決を図ることは、困難だったのであろう。

一方、エノー伯は、再び教会権力の協力を求める方法を準備していた。一二九五年三月二九日付の国王から教皇ボニファティウス八世への書簡は、やはり聖俗両権の協働の必要を説きつつ、アハトにある者を破門してくれるよう教皇に要請しており、翌日付の書簡は、具体的にフランドル伯を破門し聖職者らにその破門を告知してくれるよう要請してい

る。⁽⁹⁸⁾ただし、これらの書簡は、エノー伯に渡され、伯から機会を見て教皇庁に送られることになっていたと思われるが、現実には教皇のもとに送られることはなかった。⁽⁹⁹⁾

これは、この間に進行した仲裁の動きに関係していたと思われる。すなわち、フランドル伯とエノー伯は、一二九五年五月になって、ブラバント公の弟ゴットフリートとジャン・ド・ダンピエールを仲裁人に指定することで合意し、⁽¹⁰⁰⁾両者は五月二八日に仲裁判決を出して、「帝国フランドル」がフランドル伯に属することを宣言したのである。⁽¹⁰¹⁾そして教皇も、同年一〇月一日に、「帝国フランドル」をダンピエール家に与えるとした一二五七年の協定の効力を確認し、フランドル伯側の主張を認める立場に立った。⁽¹⁰²⁾このような動きの中で、国王・エノー伯が企図した教皇への働きかけは、成功の見込みを失っていったものと思われる。

しかも、この間、低地地方の政治的配置には根本的な変化が生じてきた。その原因は、従来フランドル伯を支持してきたフランス王権の態度が変化したことである。フランス王権はフランドル伯に対する圧迫を強め、伯の側はイングランド王権およびドイツ王権の後援を求めるようになる。一二九六年秋にはフランス王フィリップ四世とフランドル伯ギーとの間は完全に決裂状態となり、伯はドイツ王権との和解を求めることになった。⁽¹⁰³⁾対照的に、エノー伯ジャン二世は、一二九七年にフランス王との間で同盟を締結する。⁽¹⁰⁴⁾今や、従来のドイツ王権・エノー伯対フランス王権・フランドル伯という配置は、フランス王権・エノー伯対ドイツ王権・イングランド王権・フランドル伯という構図へと変化したのである。フランドル伯とドイツ王権との和解は一二九七年に実現する。六月一日付の国王証書によれば、フランドル伯は国王宮廷裁判所に出頭し、エノー伯との紛争につき裁判に応じるという保証 *caucio* を提供するのとひきかえに、先に宣告されていたアハトを解除してくれるよう要請した。宮廷裁判所はこの要請を容れて、アハトは解除されるべしとする判決を出したのである。⁽¹⁰⁵⁾これに対応して、同日付の国王証書で、国王アードルフは、フランドル伯に対するアハ

トを解除し、彼とエノー伯に対して七月一七日を出頭すべき裁判期日として指定した。⁽¹⁰⁶⁾このように、政治的配置の変化により、フランドル伯のある程度の譲歩が期待できる状況になると、一旦科されたアハトは、再度宮廷裁判所の判決と国王の処分行為という手続を経て、解除され、法廷での両当事者の出席しての訴訟に再び道が開かれることになるのである。

もっとも、この後予定された手続は、フランス王軍がフランドル伯領に侵攻したこと、およびドイツ国内で国王対オーストリア公アルブレヒトおよびマインツ大司教・ベーメン王ら選挙侯の対立が深刻化したこと、によって進展せず、国王アードルフは一二九八年になって選挙侯により廃位された後、七月二日にゲルハイムでアルブレヒトらの軍と戦い、敗死した。問題は新国王アルブレヒト一世のもとへ引き継がれることになる。

四 アルブレヒト一世時代の国王裁判権とエノー伯

一 先述のように国王アードルフを王位から追い落として、改めて国王に選挙されて戴冠した新国王アルブレヒト一世が、前代の王権の立場を継承することは必ずしも自明ではなかったが、実際には、アルブレヒトはアードルフ治世末期以上にフランドル伯寄りの行動をとった。すなわち新国王は、早くも一二九八年八月二四日には、代々のフランドル伯が皇帝・国王から得ていたレーンを、臣従礼の遂行と引き換えにフランドル伯ギーに授封したのである。⁽¹⁰⁷⁾フランドル伯は、今回の国王代替わりに際しては、新国王即位直後にすみやかにレーン請求を行い、正式に授封されたのであった。更にアルブレヒト一世は、八月二八日付の国王証書で、一二九七年六月の宮廷裁判所判決を記した証書を確認し、やはりフランドル伯へのアハトを解き、改めて法廷での手続を進める方針を明らかにした。⁽¹⁰⁸⁾

これに應じて、フランドル伯は国王宮廷へ代理人を派遣し、交渉を進めた。一二九九年一月七日付で、二人の代理人の信任状が出されている⁽¹⁰⁾。彼らは同年一月から二月の間、宮廷で活動したらしいが、伯側にとって首尾ははかばかしくなかったらしい。更に一月二三日付で、国王宮廷裁判所における訴訟のための代理人の信任状が出されている⁽¹¹⁾。二月二日には、国王宮廷にいたフランドル伯の息子たちは、国王の書記局長であったエーバーハルト・フォン・シユタインに対して年金供与を提案しており、二月二六日にはエーバーハルトはこの提案を受け入れて、国王のもとでフランドル伯の利益をはかることを約束している⁽¹²⁾。前述のエノー伯の場合同様、やはり国王宮廷の有力者とのつながりを求める当事者の動きがかいま見られる。

しかしこれに対して、エノー伯ジャン二世も巻き返しを試みる。一二九九年三月四日付の国王証書⁽¹³⁾によれば、エノー伯の求めに應じて、宮廷裁判所の判決が出され、国王ルードルフ時代の諸判決および国王アードルフ自身がフランドル伯を相手として進めた訴訟はともに有効であるとされた。ただし、ここで他の文書による無効証明がなされない限りは、という留保が付されているのは、以下で述べる解決との関係で注目される。既にエノー伯に不利な決着がここで織り込まれていると考えられる。

実際、一二九九年四月二五日付の国王証書によれば、宮廷裁判所はこの判決をくつがえした。すなわち、フランドル伯の代理人たちが宮廷に出頭し、宮廷裁判所において彼らはフランドル伯とエノー伯の間の紛争について、両当事者が発行した証書を提出し、その証書によって両者が紛争をブラバント公の弟ゴットフリートとジャン・ド・ダンピエールの仲裁にゆだねたことを示した。その後、フランドル伯の代理人は、更にこの両仲裁裁判官が発行した証書を提出したが、そこにはエノー伯がフランドル伯に対して獲得した諸判決は無効とされることが記されていた。これをうけて宮廷裁判所は判決して、フランドル伯に不利な宮廷裁判所判決や前述の三月四日の判決は無効であると宣言したのである⁽¹⁴⁾。

「帝国フランドル」をめぐる長きにわたって争われた紛争は、この判決でもって、国王宮廷での手続を終了することになった。ここで引かれた仲裁は前述の一二九五年のそれであり、当事者同士が合意した、現地での仲裁の存在が、結局手続を一応終わらせる決め手となったのである。

対立は、なおこの後もくすぶり続けたが、この一二九九年四月の状態から変化することはもはやなかった。国王アルブレヒト一世が、フランドル伯の地位を継いだ伯ロベールのために、一三〇六年八月と翌年三月の二度にわたって、レーン授与の儀式をまだ行っていないにもかかわらず特に帝国レーンの支配を認める旨の証書を出しているのは、エノー伯側からの異議を予防するためであろう。次の国王ハインリヒ七世の時代、一三〇九年一月七日に、フランドル伯はエノー伯ギヨーム（ジャン二世の息子）との間で、四月六日までの休戦が成立したことを宣言している。⁽¹¹⁵⁾その後一月一日に国王ハインリヒは、フランドル伯に「帝国フランドル」などを授封し、⁽¹¹⁷⁾一月一日にはフランドル伯のために前述の一二九九年四月一日の国王証書を確認した。⁽¹¹⁸⁾

ただし、エノー伯側はこの決着になお不満であった。伯ギヨームが一三二〇年に作成させた覚書は、「帝国フランドル」をめぐる対立をその発端から描いているが、一二九九年四月二五日の判決は無視して同年三月四日の判決のみを記し、あたかも自らの側の立場が確認されたかのように構成している。⁽¹¹⁹⁾この状況に対応してか、一三一〇年四月二〇日の国王証書は、エノー伯との争いを国王の決定にゆだねる旨のフランドル伯発行の証書を確認しているが、⁽¹²⁰⁾その後も改めて国王の決定が下されたわけではなかった。

この紛争は、最終的には、一三二三年三月六日にフランドル伯とエノー・ホラント伯の間で和平が結ばれて、フランドル伯がゼーラントの一部についての誠実宣誓要求を放棄するかわりに、エノー・ホラント伯が「帝国フランドル」への要求を放棄して、ようやく一応決着を見たのである。⁽¹²¹⁾

二「帝国フランドル」をめぐる紛争が、上述のように一二九九年に、国王アルブレヒト一世の宮廷でエノー伯に不利に判定された後、国王とエノー伯は今度はホラント伯家の遺領をめぐる、激しく対立することになった。

この対立の前哨戦となったのは、ゼーラント伯領の封主権をめぐるエノー伯とフランドル伯の間の紛争である。ゼーラント伯領は、元来、フランドル伯が国王から受領していたライヒのレーンであったが、フランドル伯はそれをホラント伯に再授封していた。しかし一二九九年一月にホラント伯ヨハン（ヤン）が直系男子の相続人なく死亡すると、フランドル伯ロベールはそれが自己のもとへ復帰することを主張した。これに対して、一二九六年六月に先代のホラント伯フロリスが殺害された後、ヨハンの後見人となっていたエノー伯は、ヨハンの死後も件のレーンを占有し、現地で抵抗にもかかわらず支配を続けたのであった。このため二つの伯家は、「帝国フランドル」問題とは攻守とところを変えて対決することになった。⁽¹²³⁾

一三〇〇年三月一日付で国王アルブレヒト一世が発行した国王証書は、ゼーラントなどがライヒのレーンとして、フランドル伯に帰したことを宣言し、現地住民らに対してはフランドル伯に服従し横領者であるエノー伯ジャンには服従しないように命令した。⁽¹²³⁾「帝国フランドル」問題の経過で触れたように、この時点では、ドイツ王権はフランドル伯との関係を修復して、むしろフランドル側を支援する立場をとるようになっており、この問題についてもその立場を維持したのである。国王は更に翌日付で、伯領エノーの貴族・住民に対しても、エノー伯がライヒのレーンの問題でフランドル伯に不法を働いたことを指摘し、エノー伯を支援しないよう命令しており、また別の証書では、フランドル伯がホラント伯領の再征服のために被った損害や費用は、ケルン大司教とクレーフエ伯の助言に従ってホラント内の所領から補填されるべきであるとしている。⁽¹²⁵⁾後の証書は、フランドル伯の実力行使を前提にしている点で注意すべきであるが、同時に征服の対象がゼーラントなどではなくホラント伯領とされている点は、以下で述べるエノー伯と王権の対立につ

ながるものであると思われる。⁽¹²⁶⁾

すなわち国王アルブレヒト一世は、一三〇〇年三月一日付の文書で、エノー伯ジャンを五月九日を期日としてフランクフルトへ召喚し、国王の前で応訴すべきことを命じた。⁽¹²⁷⁾ここでの原告は国王自身であり、召喚が、フランドル伯とエノー伯の対立についてでなく、既にホラント伯領などかつてホラント伯家が受領していたライヒのレーン全体の帰属問題について、なされていることがわかる。上記のゼーラントなどの問題も、その一部として、取り上げられているものと思われる。

これに対して、エノー伯は、五月一八日付の証書で、国王のもとへ送った二人の代理人を信任し、国王にホラント伯領などの授封を請求し封を受領する権限、国王と宮廷裁判所の前で弁論する権限、誠実宣誓などの宣誓を行う権限などを付与した。⁽¹²⁸⁾この使者の権限については翌日付で別の信任状が存在するが、そこでは既述の権限に、更に国王のもとから教皇庁などへ上訴する権限が追加されている。⁽¹²⁹⁾フランドル伯がかつてとった手段を、今度はエノー伯が立場を変えて採用する姿勢を見せているのである。

このようにして深まってきた国王とエノー伯の対立の構図をうかがわせる史料として、伯の代理人から国王に送られた文書一通が伝存している。第一の文書で⁽¹³⁰⁾伯側代理人は、国王は確かに伯を召喚したが召喚は適法に遂行されておらず、伯は召喚状も受け取っていないとして、国王は意図せず違法に手続を進めたことになると主張する。ホラントなどはレーン法に従い当然エノー伯に帰属するはずのものであって伯は正当にそれらを占有しているのであり、国王は訴訟を撤回すべきである。伯自身は、ブラバント公らがホラント伯フロリスの殺害に関して彼に対して持っている疑いなどのために、国王が国王選挙以来滞在している、シユヴァーベン、ライン地方、ケルン以南などの上ドイツ地域には来ることができないのであり、このことは代理人が証明するところである。しかし事案は重大であるから、伯自身が国王

の前で自己の立場を弁護したいと考える。そこで、ユトレヒト、ニムヴェーゲンあるいはホラント伯領内の地点の中で、国王に都合のよい場所を国王のほうで指定してくれるようにと要請している。

ここでエノー伯の代理人が召喚手続の不備を指摘している点は、先に述べた「帝国フランドル」問題におけるエノー伯側の周到な手順を顧みると、興味深いものがある。自分が原告として働きかけて行った手続に比べれば（そうした細かな手続によっても目標を達することはできなかったのではあるが）、今回の訴訟は手続を尽くしていないというのであろう。また国王宮廷のケルン以北の下ライン・低地地方への移動を要請している点も、エノー伯が国王宮廷の巡行パタインを熟知していたことを示すものであろう。過去、ルードルフ一世、アードルフとも、ケルン以北までやって来ることはごく稀だったのであり、ジャン二世はそれを承知で国王宮廷が低地地方に現れることを、応訴の条件にあげたのだと思われる。フランドル伯との訴訟を通じて、国王裁判所と国王宮廷に精通することとなった、老巧なジャン二世の面目躍如と言えよう。

更に続いて、第二の文書によれば、⁽¹³¹⁾国王は伯の代理人からの要請にもかかわらず、訴訟を撤回することも別の場所を指定することもエノー伯に授封することも行わないので、伯の代理人たちは、教皇庁への上訴を行い、伯らを教皇庁の保護下に置く旨、宣言している。かつてフランドル伯がとったのと同じ手段にエノー伯も訴えたわけである。

エノー伯側のこれらの動きに対しては、もちろん国王宮廷も対抗措置をとった。一三〇〇年七月七日付のマインツ大司教らの証書によれば、宮廷裁判所の判決によりホラントなどはエノー伯から取り上げられて国王に帰属せしめられた。しかし伯はこれに服従しなかったため、国王によりアハトに処せられたのである。⁽¹³²⁾この後、国王は、実際に軍を送って伯を屈服させようとしたが、この軍事行動は成功しなかった。

一方この間、やはり仲裁による解決の試みが行われていたことも、我々にとっては無視できない。八月一三日付のブ

ラバント公ヨハンとその弟ゴットフリートの証書によれば、国王とエノー伯は彼ら二人およびケルン大司教、バーゼル司教の仲裁に従うことに合意し、また伯の長子と国王の娘の結婚およびそれに伴う金銭授受の取り決めがなされた。⁽¹³³⁾この時期、エノー伯がからんだ紛争で常に仲裁人・仲介者としてふるまってきたブラバント公が、ここでも登場してくることは、もはや構造的現象として評価できよう。

エノー伯の側から見れば、この動きは、ホラントなどを伯が正当に保有することを既に認めるものであった。八月一七日付の証書で、伯は、国王が伯にホラントなどの領有を認めたとし、伯はそれらが相続権と現地の古来の慣習により自らに帰属したことを宣言しているのである。その上で伯はケルン大司教らの仲裁に従うことを約束しているが、仲裁が翌年六月二四日までにとまらなければこの約束は無効となるものとしている。⁽¹³⁴⁾

しかしもちろん国王側はこうした解釈はとらず、結局今回は仲裁判決も作成されるには至らなかった。一三〇二年八月二一日の国王宮廷裁判所の証書によれば、エノー伯は国王が宮廷裁判所で進めた訴訟に応訴しなかったため、アハトに処せられた。ここで国王が原告となつて宮廷裁判所に判決を求め、伯の主君であるリエージュ司教アードルフは国王を助力すべきか否かと問うた。宮廷裁判所は判決して、アードルフは伯の主君ではあるが、国王に助力すべきであると決定した。⁽¹³⁵⁾翌日付けの文書で国王はリエージュ司教にこの判決を知らせ、国王とライヒへの助力を命令している。⁽¹³⁶⁾

このように、王権とエノー伯の対立はなおも続いていたが、アルブレヒト一世には、この間、テューリンゲンのヴェッティーン家の所領獲得の可能性や、ベーメンにおけるプシエミスル家の断絶に伴うベーメン獲得の可能性といったより大きな政治的懸案が立て続けに生じたため、王権の関心はホラント伯領から逸れ、エノー伯家による保持を黙認することとなった。ジャン二世は一三〇四年に死去するが、長年争った「帝国フランドル」の獲得こそならなかったものの、以前から関心を寄せていたホラント伯領を自家に確保することには成功して、その生涯を終えたのである。彼の残した

勢力を足場に、その子ギヨームは、ヨーロッパの国際政治の舞台で活躍することとなる。一三三〇年六月になって、皇帝ルートヴィヒ四世は、かつて国王・皇帝がホラント伯領においてもついていた諸権利を伯ギヨームのために放棄するとともに、国王・皇帝が伯家に対して進めたすべての訴訟は無効であると宣言し、ホラント伯領の法的関係を最終的に確認したのであった。⁽¹³⁾

おわりに

以上、我々は、エノー伯ジャン二世がかかわった紛争と国王宮廷における訴訟を、その手続の進め方に注意して、出来るだけ詳しくたどってきた。ジャン二世の精力的なパーソンナリティと活動のおかげで残された多くの史料は、この時代の国王裁判権というものがどのような環境のもとで、どのような手順で作動することになるのかについて、生きたイメージを我々に伝えるものであった。ここでは結びとして、冒頭にあげた地域構造の視点から見た場合、一連の紛争からどのような示唆が得られるかを、まとめておきたい。

「帝国フランドル」、ヴァランシエンヌ、ゼーラントなどをめぐる紛争は、元来地域内部の勢力争いに由来するものであった。しかし紛争の展開過程で、地域の諸勢力は地域外の権威や勢力に結び付きと後援を求めていき、他方で地域外の諸勢力の方も自身の利害関心や立場をもって紛争にかかわることになり、紛争は地域内部にどまらない広がりを持つことになる。

そうした地域外部の諸勢力の中で、本稿で我々が中心的関心を寄せたのは言うまでもなくドイツ王権である。ドイツ王権は、低地地方に直接支配地をほとんど持たず、後述するフランス王権などとも異なり軍事介入を行う可能性も限ら

れたものであった。しかしドイツ王権は、低地地方のほとんどすべての有力世俗貴族とは、レーン制を介して主従関係があり、聖界諸侯とはレガリア授与を介してそれと類似した関係にあった。⁽¹³⁸⁾ エノー伯は、「帝国フランドル」という帝国レーンをめぐる紛争を勝ち抜くために、レーン制主君としての国王に接近していったのである。具体的には、ジャン二世が国王宮廷における裁判を盛んに利用していったのは上述してきたとおりである。その際、彼が獲得した多くの判決やアハト処分が、その実現のためのさまざまな手段にもかかわらず、目標達成をもたらさなかったのは、確かに当時の国王裁判権の限界を示すものである。

しかし、国王宮廷における手続がまったく無意味であったわけではない。紛争の過程で見られたように、「帝国フランドル」を現実支配していたフランドル伯も、何度も応訴しようとしていたのであり、レーン制主君としての国王の持つ権威や正統性付与機能を見捨てることはやはりできなかったのである。逆に、王権の立場から見ると、こうしたレーン制主君としての地位を維持することには、最終的に成功している点には、注意する必要がある。「帝国フランドル」をフランドル伯が保持するのであっても、伯からの授封請求と臣従礼が確保されているのであれば、それでかまわないというのは、既に国王リヒャルトの時代から示されてきた王権の基本方針であった。本稿で扱った「帝国フランドル」をめぐる紛争は、中世後期ドイツの国王裁判権の無力を端的に示す事例として、しばしば言及されてきたが、このレベルで見れば王権はフランドル伯に対しても、十分目標を達しているのである。⁽¹³⁹⁾

一方、そうした国王宮廷を舞台とした手続と平行する形で、地域内部における紛争解決の動きも作動し続けていた。我々が見たエノー伯関係の紛争においては、こうした低地地方の紛争解決のカギを握っていたのはブラバント公であり、公が盛んに仲介者・仲裁者として登場して、紛争解決に大きな役割を果たしたのであった。国王裁判権が、こうした地域の紛争解決と平行して作動していたことを、我々は視野に入れねばならない。しかし、低地地方の地域構造と王権と

の関係については、次の二点を確認しておくべきであろう。第一に、当時の低地地方では地方的なラントフリーデの樹立など、地域独自の紛争解決の枠組みが、なお十分に展開していないことである。そこでの紛争解決は、いわばその場の調停や仲裁に依存していたと言える。⁽¹⁴⁰⁾ 第二に、そうした地域における紛争解決の動きと国王宮廷の裁判や交渉との連携が、低地地方の場合は、薄弱であったことである。国王宮廷の側から、地域の有力者に紛争解決をゆだね、彼らの活動を後押しするような動きは、わずかな例外を除いては余り見られなかった。国王宮廷で裁判所を構成し、国王の側近で発言力を持つ人々の中で、低地地方に勢力を持つ者はほとんどいなかった。これらの点は低地地方の特徴であり、同じ時代でも、例えば中ライン地方やシュヴァーベン地方などでは、かなり条件が違っていたのではないかと思われる。

このように地域内部での紛争解決と地域外の国王宮廷における手続との関係を考えることができるが、地域内部の諸勢力が結び付きを求めることができた地域外の権威・勢力は、ドイツ王権だけではなかった。当事者から見て、ドイツ王権への訴えは外への働きかけの一つなのであり、他にも手段が存在したのである。

そのような存在としては、第一にフランス王権があり、フランドル伯のようなフランス王の封臣が一方の当事者である場合、フランス王が仲裁者などとして呼び出されてくる可能性が存在したのであった。中世後期のドイツ王国西部におけるフランス王権のレーン関係の普及を考えれば、⁽¹⁴¹⁾ 低地地方に限らず王国西部の広い範囲で、フランス王権への結び付きが考慮に入れられたと思われる。更に第二の地域外の権威として、教皇権の存在がある。ドイツ王権の裁判権自身が、判決公示手段としての教会と聖職者の重要性やアハトを科された者への破門要請が示すように、教会の組織と裁判権に深く結び付いていたのであったが、本稿で扱ったフランドル伯やエノー伯の行動に見られるように、当事者から教皇の裁判権に上訴することも不可能ではなかったのであった。このように、当事者が結び付き得る外部の権威と裁判権

が複数存在するという状況の中で、ドイツの国王裁判権は機能していたのであり、こうした条件はさしあたり裁判する側に対して、当事者の意向を尊重し、手続を尽くすことを促す要因となったと考えられる。

以上、我々は、一三世紀から一四世紀初めの低地地方における一連の紛争を題材にして、当時の国王裁判権の作動環境を確認してきたのであった。別の地域ではどのような状況が見られるのか、またその後の時代にどのような変化が見られるのか、といった問題は、また稿を改めて論じたいと思う。

註

(1) 研究動向については、拙稿「中世後期ドイツの国王裁判所——最近の研究によるその再評価について」『北大法学論集』四四巻四号（一九九三年）、一三五—一五七頁を参照。個別研究は、『Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im alten Reich（以下ではQuFと略す）』のシリーズなどに発表されている。中世後期についての史料集としては、本稿でも使用した『Urkundeneesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, hg. von Bernhard DIESTELKAMP, (QuF, Sonderreihe)』が、現在カール四世治世の途中まで刊行されている。

(2) Peter MORAW, *Franken als königsnahe Landschaft im späten Mittelalter*, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte* 112 (1976), S.123-138, DEERS, *Hessen und das deutsche Königium im späten Mittelalter*, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 26 (1976), S.43-95^{*} 特^ニ S. 62ff.

(3) P. MORAW, *Die Entfaltung der deutschen Territorien im 14. und 15. Jahrhundert*, in: *Gabriel SILAGI (Hg.), Landesrechtliche Kanzleien im Spätmittelalter*, München 1984, S.61-108^{*} 以下ではS.96ff. 一四の地域とは、広義および狭義の下ライン、ヴェストファーレン、ニーダーザクセン・ノルトアルピングエン、ブランデンブルク・メクレンブルク・ポーンメルン、ヴェッテライン家諸地方・中エルベ、バーメン・メーレン・シェレージエン・ラウジッツ、中ライン・ヘッセン・上ライン、ロートリ

ンゲンとその隣接地域、フランクエン、シェヴァーベン・エルザス、バイエルンとその周辺、オーストリア諸地方、アルゲント・サヴォイ、プロイセン・リーフランドである。

- (4) Peter MORAW, Zur staatlich-organisatorischen Integration des Reiches im Mittelalter, in: Wilhelm BRAUNEDER (hg.), Staatliche Vereinigung: Fördernde und hemmende Elemente in der deutschen Geschichte (Der Staat, Beiheft 12), Berlin 1998, S.7-28. ハルビンでは S. 22.
- (5) 国王裁判権についても、地域の性格の違いを考慮した研究として例えば、Friedrich BATTENBERG, Reichsacht und Anleite, Köln/Wien 1986, 特に S.130ff. なお、個別の領邦史にとどまらない、領邦間関係への関心を示す研究としては、Ernst SCHUBERT, Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter (Enzyklopädie deutscher Geschichte 35), München 1996, S.100ff., Alois GERLICH, Interterritoriale Systembildungen zwischen Mittelrhein und Saar in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 111 (1975), S.103-137, DERS, Geschichtliche Landeskunde des Mittelalters, Darmstadt 1986, S.303ff.
- (6) 低地地方の諸領邦の歴史について、一般的には、D.P.BLOK, W. PREVENIER et al. (red.), Algemene Geschiedenis der Nederlanden, 2, Haarlem 1982, P.281-502, J.C.H.BLOM, E. LAMBERTS (red.), Geschiedenis van de Nederlanden, Amsterdam 1995, P.27-38, 65-127, Henri PIRENNE, Histoire de Belgique, tom.1, Bruxelles 1948, P.121-340.
- (7) 「帝国フランドル」をめぐるエノー伯とフランドル伯の紛争については、Otto FRANKLIN, Das Reichshofgericht im Mittelalter, Bd.1, Weimar 1867 (ND Hildesheim 1967), S.152-166, Oswald REDLICH, Rudolf von Habsburg, Innsbruck 1903 (ND Aalen 1965), S.648-655, Fritz KERN, Die Anfänge der französischen Ausdehnungspolitik bis zum Jahr 1308, Tübingen 1910, S.76f., Vincenz SAMANEK, Studien zur Geschichte König Adolfs, Vorarbeiten zu den Regesta imperii VI 2 (1292-1298), Wien/Leipzig 1930, S.47-54, 191-205, Henry S.LUCAS, John of Avesnes and Richard of Cornwall, in: Speculum 23 (1948), pp.81-101, Walther KIENAST, Deutschland und Frankreich in der Kaiserzeit (900-1270), 3.Teil, Stuttgart 1975, S.624-631, Ute RÖDEL, Königliche Gerichtsbarkeit und Streitfälle der Fürsten und Grafen im Südwesten des Reiches 1250-1313 (QuF 5), Köln/Wien 1979, S.84-88, 145f. 邦語文献として、フランドルについては、さしあたり、斎藤綱子「中世フランドル伯領」、『岩波講座世界歴史 8 ヨーロッパの成長』（一九九八年 岩波書店）所収、一〇一—一二三頁。またエノー伯領についての研究として、斎藤綱子『西欧慣習法文書の研

究』(一九九二年 九州大学出版会)。

- (8) Ekkehart ROTTER(bearb.), Die Zeit von Philipp von Schwaben bis Richard von Cornwall 1198-1272 (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd.2), Köln u.a. 1994, (以下では UR2 と略す), Nr.460, Leopold DEVILLERS(ed.), Monuments pour servir à l'histoire des provinces de Namur, de Hainaut et de Luxembourg, Tome 3, Bruxelles 1874, S.490f., Nr.363. このときの皇帝証書は、アヴェーヌ家の兄弟の身分に関して生じる紛争は、現世の財産や帝国レーンの継承についての教皇の証書や回答にもかかわらず、皇帝が決定すると宣言している。
- (9) Leopold August WARNKÖNIG, Flandrische Staats- und Rechtsgeschichte bis zum Jahre 1305, Bd.1, Tübingen 1835, Anhang, Nr.42, Bd.3, 2, S.211f., Nr.133.
- (10) この紛争については、Otto HINTZE, Das Königtum Wilhelms von Holland, Leipzig 1885, S.91-134, が詳しい。また、両者の主張箇条を示す史料として、L.A.WARNKÖNIG, a.a.O., Bd.1, Anhang, Nr.26.
- (11) H.S.LUCAS, a.a.O. (註7), S.89.
- (12) UR2, Nr.502, Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus II, (hg. v. Ludwig WEILAND), Hannover 1896 (ND Hannover 1963), (以下では、MGH Const.2 と略す), Nr.359. 判決は、ヴェルンブルク司教、シエトラースブルク司教、ケルン大司教といった聖界諸侯が、論点ごとに交代で判決を宣言するという形式で出されている。なおナシエール伯領に関しては、既に一二四九年から、反フランドルの措置が取られていた。UR2, Nr.490, 491.
- (13) UR2, Nr.503, 505, Eduard WINKELMANN (hg.), Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV, Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien, Bd.1, Innsbruck 1880 (ND Aalen 1964), Nr.544.
- (14) UR2, Nr.504, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.543.
- (15) 以下のベロンヌ裁定までの経過については、H.S.LUCAS, a.a.O. (註7), S.90ff.
- (16) UR2, Nr.520.
- (17) UR2, Nr.530.
- (18) アヴェーヌ側がこの仲裁をいったん承認したことを示す史料として、L.A.WARNKÖNIG, a.a.O., Anhang, S.60ff., Nr.28. 。

の間、教皇アレクサンデル四世も、一二五六年十月一八日にカンブレイ司教らに命じて両陣營の和平仲介をさせており、翌年一月五日にもアラス司教らに平和維持を命じている。

(19) 例えば、この他にも、ルイ九世は一二六八年に、バール伯、メッツ司教とシャンパーニュ伯、ルクセンブルク伯、ロートリンゲン公との間の、ドイツ王国に属するLignyをめぐる対立を仲裁している。ルイ九世の仲裁者としての活動については、W.KIENAST, a.O. (註7), S.643-650, Ludwig BUISSON, König Ludwig IX., der Heilige, und das Recht, Freiburg 1954, S.199ff.

(20) 以下の経緯については、H.SLUCAS, a.O. (註7), S.92ff., J.KEMPF, Geschichte des deutschen Reiches während des grossen Interregnums 1245-1273, Würzburg 1893, S.195ff., S.216.

(21) UR2, Nr.540, L.A.WARNKÖNIG, a.O. (註6), Anhang, S.97, Nr.44.

(22) UR2, Nr.541, L.A.WARNKÖNIG, a.O., Anhang, S.98, Nr.45.

(23) UR2, Nr.549, E.WINKELMANN, a.O. (註13), Nr.571.

(24) 一二六五年には、ナシユール伯領の保有をめぐる対立していたフランドル伯とルクセンブルク伯の間でも和解が成立している。Le Baron de REIFFENBERG(ed.), Monuments pour servir à l'histoire de Namur, de Hainaut et de Luxembourg, Tome 1, Bruxelles 1844, S.155ff., Nr.24.

(25) 一二七二年九月には、ホラント伯フロリスが、ジャン二世を支援してフランドル伯ギーに対抗することを約束している。ただしこの同盟ではブラバント公は対象から除外されている。Alphonse WAUTERS, Table chronologique des chartes et diplômes imprimés concernant l'histoire de la Belgique, Tome V (1251-1279), Bruxelles 1877, S.503.

(26) 帝国領回収政策については、拙稿「十三世紀後半ドイツの帝国国制・ルードルフ一世の帝国領回収政策を中心に」(二) (二)『『国家学会雑誌』一〇七巻七・八号(一九九四年)一二八・一二八七頁、一〇八巻九・一〇号(一九九五年)八七一・四六頁を参照。

(27) A.WAUTERS, a.O., S.578, Johann Friedrich BÖHMER, Oswald REDLICH(ng.), Regesta imperii, VI, 1, Innsbruck 1898(ND Hildesheim/New York 1969), Nr.498f. なお、ヘンネルク伯らは、後述の一二八一年のニルンベルクの宮廷集会になつて、エノー伯のために、彼らの期待権を放棄している。A.WAUTERS, a.O., tome VI (1280-1300), Bruxelles 1881, S.46.

(28) エノー伯ジャン二世は、更に一二七七年四月頃、国王に書簡を送って、フランドル伯ギーがフランスから出征してリエージュ(リュティッヒ)司教に武力で圧迫を加えており、そのため司教はフランス王の仲裁裁判に服させられようとしていると、知らせている。これに対して国王は教皇ヨハネス二世に書簡を送り、リエージュ教会のために介入してくれるよう要請している。UR3, Nr.129, 130. 国王の対応は、以下本文で述べる紛争における措置とも共通する行動パターンを示す。リエージュ司教とブラバント公、フランドル伯、ルクセンブルク伯らの争いとなったこの問題は、結局、一二七七年にパリでフランス王フィリップ三世の仲裁裁定が下されて解決した。FKERN, aa.O. (註7), S.77. 一方、既に一二七五年五月に、国王ルードルフがフランドル伯の不法に対してヘンネガウ伯を助けるよう命じる文書を発行していたとされてきた(J.F.BOÿMER-O'REDLICH, aa.O., Nr.381 など) ことが、誤りである点については、UR4(註79), Nr.45. を参照。

(29) J.F.BÖHMER-O'REDLICH, aa.O., Nr.1147. ただしこのときジャン二世本人は、当時オーストリアに滞在中であった国王のもとへ出頭できなかったため、弟ボードワンが代理としてレーンを受領した。この後、一二八〇年六月には、ジャン二世自身が国王の面前で改めて臣従礼を行い、授封を受けた。Ebenda, Nr.1205f.

(29 a) D. P. BLOK, W. PREVENIER et al. (ed.), aa.O. (註9), P.403-4, David NICHOLAS, *Medieval Flanders*, London/New York 1992, P.181-5.

(30) Bernhard DIESTELKAMP und Ute RÖDEL(pearb.), *Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291*, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen König- und Hofgerichts bis 1451, Bd.3) Köln/Wien 1986, (以下では UR3 と略す) Nr.249, *Monumenta Germaniae Historica*, Legum Sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, tomus III, Hannover/Leipzig 1904-06, (ND Hannover 1980) (以下では MGH Const.3 と略す), Nr.282. への処分に対する選挙侯の同意書 *Willebrief* として UR3, Nr.246, DEVILLERS, aa.O. (註80), S.507, Nr.374 (フランクエンブルク辺境伯), UR3, Nr.258, DEVILLERS, aa.O., S.517f., Nr.379 (フランクエンブルク大司教), UR3, Nr.381, REIFFENBERG, aa.O. (註24), S.397, Nr.51 (ザクセン公), UR3, Nr.433, REIFFENBERG, aa.O., S.398f., Nr.53 (ケルン大司教). このうち最初のフランクエンブルク辺境伯オットーの同意書は一二八一年七月一五日付で発行されており、この処分が、ニュルンベルクの集会以前から準備されていたことがわかる。なお、最後のケルン大司教の証書は一二八四年四月一八日付で出されている。

(16) UR3, Nr.250, REIFFENBERG, aa.O., S.377f.

- (32) UR3, Nr.251-254, Eduard WINKELMANN, *Acta imperii inedita*, Bd.2, Innsbruck 1885/Aalen 1964), Nr.131.
- (33) UR3, Nr.256, MGH Const.3, Nr.283.
- (34) UR3, Nr.257, MGH Const.3, Nr.284.
- (35) この法判告の国制史的意義は、同意書発行を通じての、選挙侯の国王処分への同意表明の実態をも考慮に入れて、評価されるべきである。拙稿「一三世紀後半ドイツの帝国国制(三)」『国家学会雑誌』一〇九卷三・四号(一九九六年)四二二頁以下を参照。
- (36) UR3, Nr.261, 273.
- (37) UR3, Nr.265.
- (38) UR3, Nr.340, REIFFENBERG, aa.O. (註24), S.380f, L.DEVILLERS, aa.O. (註8), S.519ff, Nr.381. ルクセンブルク伯、ホルント伯の執行者としての活動は知られていない。
- (39) UR3, Nr.347, MGH Const.3, Nr.307. フュルステンベルク伯ハインリヒ、ニュルンベルクのブルクグラフ・フリードリヒは二人とも、ルードルフ一世の王権を国王側近にあつて支えた西南ドイツの中小自由貴族のグループに属する。拙稿「一三世紀後半ドイツの帝国国制(四)」『国家学会雑誌』一〇九卷一・一二号(一九九六年)一六ページ以下を参照。
- (40) 後述の六月一五日付の国王証書から知られる。UR3, Nr.367.
- (41) 同日付の国王証書による。UR3, Nr.354, REIFFENBERG, aa.O., S.379f.
- (42) UR3, Nr.355, REIFFENBERG, aa.O., S.382f.
- (43) UR3, Nr.357, REIFFENBERG, aa.O., S.383..
- (44) UR3, Nr.364, REIFFENBERG, aa.O., S.382-386. 二人の使者たちも、司教のこの書簡を受け取り、読んだことを証言する証書を五月三一日付で出しつゝる。UR3, Nr.365, REIFFENBERG, aa.O. S.381-386. また司教は六月四日にも同内容の文書を出しつゝる。UR3, Nr.366.
- (45) UR3, Nr.367, MGH Const., 3, Nr.308.
- (46) UR3, Nr.368, 369, E.WINKELMANN, aa.O. (註25), Nr.141.
- (47) UR3, Nr.370, L.DEVILLERS, aa.O., S.522, Nr.382.

- (48) UR3, Nr.371, MGH Const., 3, Nr.309.
 (49) UR3, Nr.380.
 (50) UR3, Nr.394, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.146, 二つの都市の個々の指導的市民らを名指しした同旨の証書として、UR3, Nr.395, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.145, 同じ内容の証書は12月7日付けでも発行されている。UR3, Nr.399, 400, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.147, 148.
 (51) UR3, Nr.421, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.150, 上の証書には、UR3, Nr.249, 251, 250, 256, 354, 340, 365, 367, 371, 394, 395, 399, 401 の文書が挿入されている。国王と執行者の間の内部的やりとりの文書などは除かれ、外に向かって一般的に効力を持つ文書を中心にまとめられている。エノー伯がどの文書を重要視していたかが、これを通じてうかがわれる。
 (52) 例えば、一二五九年にユトレヒト司教とゲルデルン伯の紛争において仲裁者として登場している。J.F.WILLEMS(ed.), *Les gestes des ducs de Brabant par Jean de Klerk, d'Anvers, Tome 1, Bruxelles 1839, Codex Diplomaticus, S.637, Nr.54.*
 (53) J.F.WILLEMS(ed.), *Chronique en vers de Jean van Heelu, ou relation de la Bataille de Woeringen, Bruxelles 1836, Codex Diplomaticus, S.411, Nr.26.*
 (54) J.F.WILLEMS, *Chronique*, S.413, Nr.29, ブラバント公は仲裁裁定に従う側を支援すると宣言している。Ebdenda, S.414, Nr.30, ブラバント公の動きについては、V.SAMANEK, a.a.O. (註7), S.47 も参照。
 (55) ブラバント公ヨハンの姉妹はフランス王フィリップ3世の王妃であった。またブラバント公ヨハンの妻はフランドル伯爵の娘であり、ブラバントとフランドルの間では一方が負った債務を他方が立て替え払いする例も見られた。J.F.WILLEMS, *Chronique*, S.400, Nr.10, S.402, Nr.14.
 (56) A.WAUTERS, a.a.O. (註27), S.128.
 (57) 一二八七年になって両仲裁人は、近く決定を公表するのを約束している。A.WAUTERS, a.a.O., S.223.
 (58) A.WAUTERS, a.a.O., S.132f., J.F.WILLEMS, *Chronique*, S.429f., Nr.53-55.
 (59) J.F.WILLEMS, *Chronique*, S.437, Nr.66.
 (60) ヴォリンゲンの戦いについて、Blätter für deutsche Landesgeschichte 124(1988), S.1453 所収の諸論文を参照。
 (61) J.F.WILLEMS, *Chronique*, S.502-512, 一二九〇年には、ブラバント公がフランドル伯とホラント伯の間の紛争を仲裁して

- いる。Ebenda, S.521-531. 一一九一年にはブラバント公とフランドル伯の間でホラント伯に対抗する同盟が成立している。Ebenda, S.540f., Nr.181. また一一九三年には、ブラバント公がフランドル伯に債務を返済している。A.WAUTERS, a.a.O., S. 404.
- (62) UR3, Nr.520, MGH Const., 3, Nr.395.
- (63) UR3, Nr.521, MGH Const., 3, Nr.396.
- (64) UR3, Nr.522, E.WINKELMANN, a.a.O. (註33), Nr.164.
- (65) UR3, Nr.523-528, MGH Const., 3, Nr.397.
- (66) “... mandantes tibi nichilominus sub obtentu gracie nostre firmiter et districte...”. リエージュ司教にあてられた証書は、前年八月のケルン大司教あて国王証書を下敷きとしている。ただし、そこでは、やはりアハトにあったクレーフエ伯を破門することとが、「要請」されていて、リエージュ司教あて証書のような命令としての文言は含まれていない。王権とケルン大司教の関係は、この点では王権と教皇特使の関係に近い。MGH Const.3, Nr.386.
- (67) UR3, Nr.522, Anm., 533, Anm.
- (68) UR3, Nr.533, MGH Const.3, Nr.403.
- (69) MGH Const.3, Nr.404.
- (70) Friedrich MERZBACHER, Kirchenrecht und Lehenrecht, in: Österreichisches Archiv für Kirchenrecht 12 (1961), S.113-131, Karl-Friedrich KRIEGER, Die Lehnshoheit der deutschen Könige im Spätmittelalter (ca.1200-1437), Aalen 1979, S.506ff.
- (71) X, 2, 2, 6.
- (72) X, 2, 2, 7 et 10.
- (73) X, 4, 17, 13 (Per venerabilem). 一一、一二世紀における教皇と教皇特使の紛争解決活動については、Werner MALECZEK, Das Frieden stiftende Papsttum im 12. und 13. Jahrhundert, in: Johannes FRIED(hg.), Träger und Instrumentarien des Friedens im hohen und späten Mittelalter (Vorträge und Forschungen 43), Sigmaringen 1996, S.249-332.
- (74) UR3, Nr.533, Anm.
- (75) UR3, Nr.552, MGH Const.3, Nr.405.

- (76) 一二八九年十二月に、エノー伯がフランドル伯からトゥール貨一万リーヴルを受領しているが、どのような理由によるものか不明である。A. WAUTERS, a.a.O. (註27), S.289.
- (77) ヴァランシエンス問題とそれに続くエノー伯とフランス王権の關係については、F. KERN, a.a.O. (註7), S.138ff.
- (78) UR3, Nr.635^{*} MGH Const.3, Nr.466.
- (79) Ute RÖDEL(pearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau, Abrechts I. von Habsburg, Heinrichs von Luxemburg 1292-1313, (Urkundengesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.4), Köln u.a.1992, (以下必ず UR4 と略す), Nr.4.
- (80) UR4, Nr.6, E. WINKELMANN, a.a.O. (註28), Nr.199.
- (81) UR4, Nr.7, E. WINKELMANN, a.a.O., Nr.200.
- (82) UR4, Nr.8.
- (83) A. WAUTERS, a.a.O. (註25), S.584ff, V. SAMANEK, a.a.O. (註7), S.49f.
- (84) UR4, Nr.11, MGH Const.3, Nr.487.
- (85) V. SAMANEK, a.a.O., S.50f. ただしこれらの契約により調達された兵力は、実際にはヴァランシエンス攻略ではなく、エノー伯の弟カンブレー司教ギヨームを市外に追放したカンブレー市民に対して向けられ、市を再び司教支配下に戻すのに貢献した。
- (86) UR4, Nr.14.
- (87) V. SAMANEK, a.a.O., S.51f. フランドル伯とルクセンブルク伯の間で一二九〇年に結ばれた同盟については、A. WAUTERS, a.a.O., S.526, REIFFENBERG a.a.O. (註24), S.30f, Nr.25. ただし、この同盟は成立当時はブラバント公への対抗を主に念頭においたものであった。
- (88) 一二九二年四月には、ブラバント公の娘とルクセンブルク伯ハインリヒ(後の皇帝ハインリヒ七世)との縁組が、フランス王妃マリイ、フランドル伯ギー、ブルゴーニュ公ロベールらの仲介によつて成立している。J.F. WILLEMS, Chronique, (註53), S.555, Nr.186. フランドル伯はブラバント公側の持参金支払いの保証人となっており、またフランス王フィリップ四世自身もこの縁組を認可している。Ebenda, S.556f., Nr.189f.

- (88) A. WAUTERS, a.a.O., S.394f., J.F. WILLEMS, *Chronique*, S.563-565, Nr.200-202, V.SAMANEK, a.a.O., S.53f.
- (90) A. WAUTERS, a.a.O., S.406, V.SAMANEK, a.a.O., S.55. なお「エノー伯とフランドル伯の間ではこの間もフランス王の仲介により休戦が結ばれており、エノー伯は一二九四年六月にその延長に同意している。A. WAUTERS, a.a.O., S.448f. その一方で、フランドル伯とヴァランシエンヌ市の同盟関係が一二九六年にもなお継続していた」とについては「A. WAUTERS, a.a.O., S.514, 525. エノー伯とヴァランシエンヌ市の間ではようやく一二九七年三月に和解が成立した。A. WAUTERS, a.a.O., S.564f., REIFFENBERG, a.a.O. (註54), S.452-456, Nr.93-95.
- (91) UR3, Nr.367 (註59) .
- (92) UR4, Nr.44, MGH Const.3, Nr.498.
- (93) UR4, Nr.45, REIFFENBERG, a.a.O., S.368, Nr.41.
- (94) UR4, Nr.47, V.SAMANEK, a.a.O. (註67), *Urkundenhang*, Nr.16.
- (95) V.SAMANEK, a.a.O., S.191ff.
- (96) 国王即位前のナッサウ伯時代、ヴォリンゲンの戦いでケルン大司教側に参陣して戦ったアードルフが、ブラバント公の勢力を無視できず、即位後に公との関係の改善に努めたことについては、V.SAMANEK, a.a.O., S.45ff.
- (97) UR4, Nr.54, E.WINKELMANN, a.a.O. (註53), Nr.217.
- (98) UR4, Nr.92, 93, MGH Const.3, Nr.543, 544. また「三月二九日付の別の国王証書は、レーンの主君は家臣が主君を攻撃する場合、家臣がレーンを保持している限りは家臣仲間の判決に従って行動せねばならないという国王宮廷裁判所の判決を伝えているが、これは伝承からすると、エノー伯ジャン二世が取得した証書であり、具体的には、ジャンが主君、フランドル伯が家臣という関係にあった、ナシユール伯領にかかわる判決であった。UR4, Nr.91, MGH Const.3, Nr.542. 国王は「一二九五年七月一五日に、エノー伯のナシユール伯領への封主権を改めて承認している。UR4, Nr.104, E.WINKELMANN, a.a.O., Nr.231.
- (99) UR4, Nr.92, Ann.
- (100) A. WAUTERS, a.a.O. (註52), S.482, REIFFENBERG, a.a.O., S.286ff., Nr.56, “... comme en arbitres, arbitrateurs ou amiables compositeurs, en nobles hommes Godefroy de Brabant, signeur d'Arscot et de Vlerzon, et Jehan, signeur de Dampière et de

- Saint-Disier,...”. このとき両者は、一二〇人の騎士が両者に仲裁の順守と履行を強制することにも同意している。
- (101) A.WAUTERS, a.a.O., S.483.
- (102) UR4, Nr.91, Anm., Nr.92, Anm, V.SAMANEK, a.a.O., S.195.
- (103) 既に一一九三年ごろから強まっていたフランドル伯とフランス王権の対立については、D.P.BLOK, W.PREVENIER et al., a.a.O. (註6), P.405-414, D.NICHOLAS, a.a.O. (註29a), P.186-197, V.SAMANEK, a.a.O. (註7), S.195ff. なお、一一九六年三月には教皇ボニファティウス八世が、フランドル周辺における戦争を理由に、フランドル伯の代理人への授封を認めるよう、国王アールトフに要請している。A.WAUTERS, a.a.O., S.513.
- (104) DEVILLERS, a.a.O. (註8), S.552ff., Nr.398. S.556-561, Nr.401-406.
- (105) UR4, Nr.137, MGH Const.3, Nr.581.
- (106) UR4, Nr.138, MGH Const.3, Nr.582.
- (107) Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus IV, Pars I, hg.v.Jacob SCHWALM, Hannover/Leipzig 1906(ND Hannover 1981), (以下では MGH Const.4, 1 と略す), Nr.21.
- (108) UR4, Nr.137 (註8).
- (109) UR4, Nr.149, MGH Const.4, 1, Nr.22.
- (110) UR4, Nr.172, 173, MGH Const.4, 1, Nr.45, 46.
- (111) UR4, Nr.177.
- (112) UR4, Nr.173, Anm.
- (113) UR4, Nr.184, MGH Const.4, 1, Nr.47.
- (114) UR4, Nr.190, MGH Const.4, 1, Nr.48.
- (115) L.A.WARNKÖNIG, a.a.O. (註9), Bd.1, Anhang, Nr.47, 48.
- (116) UR4, Nr.397.
- (117) MGH Const.4, 1, Nr.264.
- (118) UR4, Nr.399, MGH Const.4, 1, Nr.265.

- (119) UR4, Nr.190, Anm.
- (120) UR4, Nr.463, MGH Const.4, 1, Nr.350.
- (121) この和平を翌年三月に国王ルートヴィヒ四世も確認した。Friedrich BATTENBERG, Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.5), Köln /Wien 1987 (以下ではUR5と略す), Nr.65, Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomus V, hg.v.Jacob SCHWALM, Hannover/Leipzig 1909-1913(ND Hannover 1981), Nr.865.
- (122) UR4, Nr.247, Anm.
- (123) UR4, Nr.247, L.A.WARNKÖNIG, a.a.O. (註9), Anhang, S.71.
- (124) UR4, Nr.248, L.A.WARNKÖNIG, a.a.O., Anhang, S.71.
- (125) UR4, Nr.249, E.WINKELMANN, a.a.O. (註33), Nr.276.
- (126) このエノー伯とフランドル伯の紛争自体は、最終的には本文で前述したように一二三三年に、フランドル伯側が要求を放棄して落着した。UR5, Nr.65.
- (127) UR4, Nr.251, MGH Const.4, 1, Nr.50.
- (128) UR4, Nr.255.
- (129) UR4, Nr.256.
- (130) UR4, Nr.259, MGH Const.4, 1, Nr.51. なお、この文書の写しがパリに伝存しており、アルブレヒト一世がフランス国王の支援を期待して送ったものと考えられる。
- (131) UR4, Nr.260, MGH Const.4, 1, Nr.52.
- (132) UR4, Nr.261, MGH Const.4, 1, Nr.53.
- (133) UR4, Nr.266. なお、これに関連して八月一四日にはアラバント公とケルン大司教の同盟が結ばれている。UR4, Nr.267, 268.
- (134) UR4, Nr.269, MGH Const.4, 1, Nr.54. 一二三〇一年八月二二日付でシエトラスブルク司教フリードリヒらがこの証書の Vidimusを発行している。UR4, Nr.292, MGH Const.4, 1, Nr.55. この証書はやはりパリに伝存しており、アルブレヒト一世から

フランス王に送られたものと思われる。仲裁成立期限を過ぎて出されたこの Vidimus は、双方の仲裁合意が無効となったことを確認するものであったと考えられる。

(135) UR4, Nr.304, MGH Const.4, 1, Nr.145.

(136) UR4, Nr.305, MGH Const.4, 1, Nr.146.

(137) UR5, Nr.110, DEVILLERS, a.a.O. (註8), S.225, Nr.234.

(138) 中世後期ドイツ王権についてのレーン制の重要性を指摘する研究として、K.F.KRIEGER, a.a.O. (註10), DERS., König, Reich und Reichsreform im Spätmittelalter (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd.14), München 1992, S.14ff., 74ff.

(139) O.FRANKLIN, a.a.O. (註7), O.REDLICH, a.a.O. (註7).

(140) 中世後期ドイツのラントフリーデ全般については、Heinz ANGERMEIER, Königium und Landfrieden im deutschen Spätmittelalter, München 1966. 各地方におけるラントフリーデについては、例えば、Wolfgang SCHNELBÖGL, Die innere Entwicklung der bayerischen Landfrieden des 13. Jahrhunderts, 1932, Winfried LEIST, Landesherr und Landfrieden in Thüringen im Spätmittelalter 1247-1369, Köln 1975, Wolf-Dieter MOHRMANN, Der Landfriede im Ostseeraum während des späten Mittelalters, 1972, Gerhard PFEIFFER, Quellen zur Geschichte der fränkisch-bayerischen Landfriedensorganisation im Spätmittelalter, München 1975, Martina STERCKEN, Königium und Territorialgewalten in den rhein-maasländischen Landfrieden des 14. Jahrhunderts, Bonn 1989. 政治的システムとしての地域を考える場合、こうした地方的ラントフリーデの比較研究は、重要な切り口となろう。

(141) フランス王フィリップ三世およびフィリップ四世時代の、フランス王権とゲルデルン伯、ルクセンブルク伯、メッツ司教、リエージュ司教、アラバント公、ロートリンゲン公、ホラント伯などとのレーン関係、更にその他の保護関係などについては、Fritz KERN (hg.), Acta Imperii Angliae et Franciae ab anno 1267 ad annum 1313, Tübingen 1911 (ND Hildesheim 1975), Nr.21, 80, 90, 92, 110, 114, 151, 152, 156, 177, 184, 279, 282, 286, 303, 307, 309, 312.

Johann II., Graf von Hennegau, und deutsche königliche Gerichtsbarkeit

Masaki TAGUCHI*

In den älteren Forschungen zum deutschen Spätmittelalter waren das Königtum und die königliche Gerichtsbarkeit eher negativ beurteilt worden. Seit den 1970er Jahren begann jedoch neues Interesse an der königlichen Gerichtsbarkeit zu erwachen. Einzelne Forschungen und Quelleneditionen sind erschienen. In diesem Aufsatz werden darauf Verfahren, Bedeutung und Grenze der königlichen Gerichtsbarkeit anhand von den Streitigkeiten, die Johann II. Graf von Hennegau energisch durchführte, untersucht.

Beim Streit um Reichsflandern, den die Grafen von Flandern seit dem Hochmittelalter von den deutschen Kaisern und Königen als Reichslehen erhalten waren, erwarb Johann II. seit 1279 zahlreiche günstige Verfügungen, Gerichtsurteile und Mandate vom Königshof Rudolfs I. von Habsburg und Adolfs von Nassau. Zwar blieb Guido, Graf von Flandern, trotz der königlich-hennegauischen Maßnahmen Reichsflandern zu beherrschen, aber er reagierte auf sie und war bereit, deutschen König als Lehen Herrn anzuerkennen. Mit dem Wandel der politischen Konstellation, der den Grafen von Flandern zum Streit mit dem französischen Königtum drängte, versöhnte er sich mit dem König Albrecht I., während Johann II. um die Grafschaften Holland und Seeland in den Gegensatz mit dem deutschen König geriet.

Der Einfluß vom französischen Königtum war nicht auszuschließen, während beide Guido und Johann II. gegenüber den Gerichtsurteilen des deutschen Königshofs an das Papsttum appellierten. Neben dem Verfahren im Königshof gab es Versuchen zur Erledigung von Streiten an Ort in den niederen Ländern. Der Herzog von Brabant spielte dabei eine entscheidende Rolle und der von ihm unterstützte Schiedsspruch gab

* Associate Professor, School of Law, Hokkaido University

Ausschlag zur Beendigung der Gerichtsprozesse um Reichsflandern.

Nach der Untersuchung dieses Beispiels soll die deutsche königliche Gerichtsbarkeit mit Berücksichtigung von zwei Faktoren eingeschätzt werden. Einerseits soll Systeme für Erledigung von Streiten in einzelnen Regionen ins Auge gefaßt werden, wenn ihre Strukturen und ihre Verhältnisse mit dem Königshof auch verschieden waren. Andererseits sind Autoritäten außerhalb des deutschen Reichs, wie das Papsttum und König von Frankreich, zu berücksichtigen, weil die Parteien Möglichkeit hatten, sich auf sie zu berufen.